

さいたま市特別職報酬等審議会

<第1回 資料>

開催日：令和5年10月11日（水）

場 所：ときわ会館 5階 小ホール

<資料目次>

1. 特別職報酬等審議会の流れ及び審議結果等

・ 特別職報酬等審議会の流れ	1
・ 市長・副市長及び市議会議員の月例給・特別給	2
・ 月例給・特別給の審議結果と改定状況等	3
・ 一般職職員の給与の改定の仕組み	7

2. 政令指定都市の特別職職員の月例給・特別給

・ 政令指定都市の市長及び副市長の給料額等	1 1
・ 政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等（議長、副議長、議員）	1 6
・ 政令指定都市における市民1人当たり議員年間支給総額・議員1人当たり人口数	2 1
・ 政令指定都市の歳出に占める人件費、市長・副市長・議員の給与・報酬総額の状況	2 3
・ 市長・副市長・議員の年間給与・報酬の比較	2 5

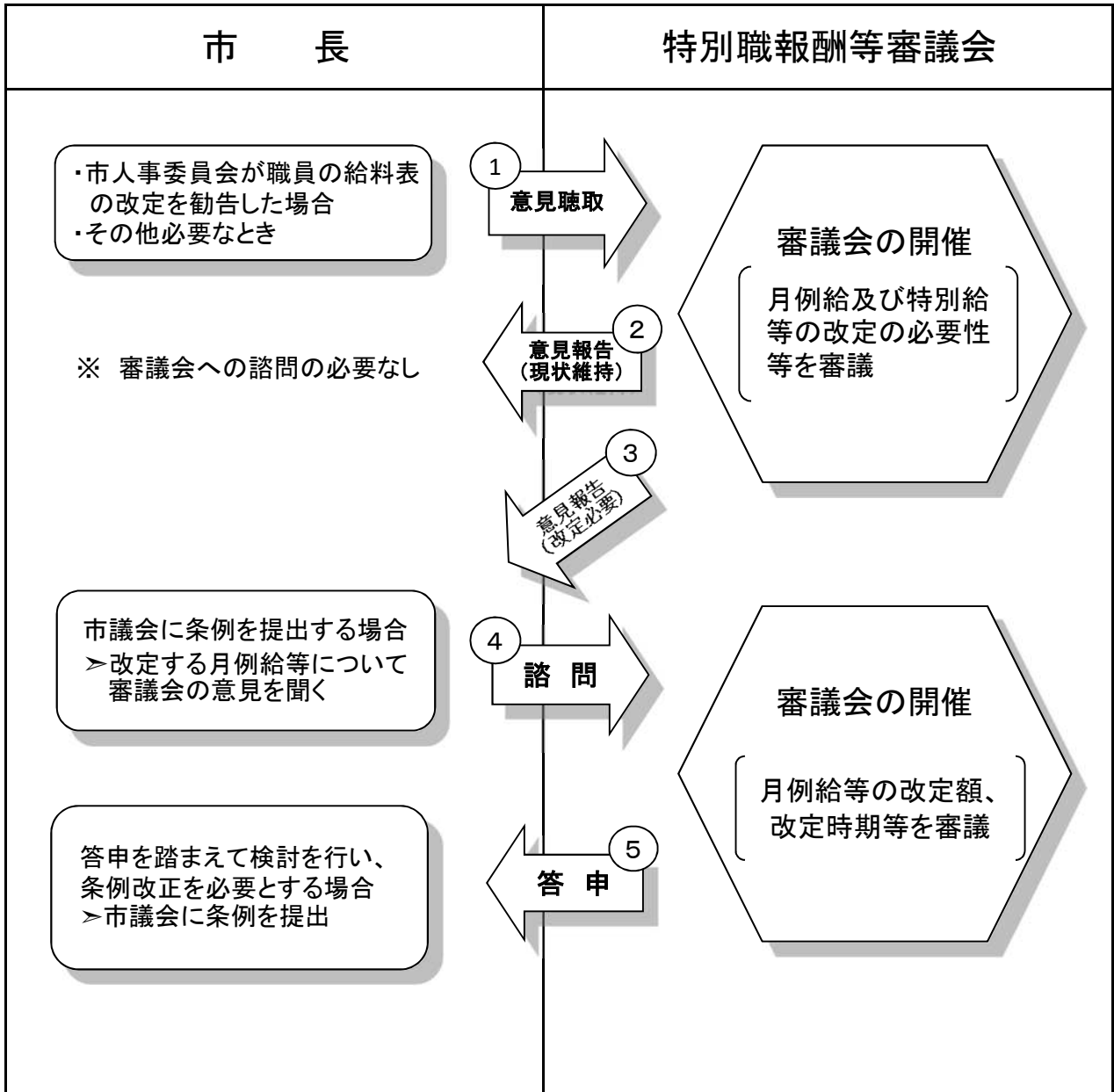
3. 市議会議員の活動状況（審議日数等）

・ 政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ（令和4年度実績）	2 6
・ さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ	2 7
・ さいたま市の議案等審議件数（3ヵ年）	2 8
・ 令和4年議会運営状況	2 9
・ 議員の活動内容	3 1
・ さいたま市議会議員の所得分布	3 2
・ 地方議会・地方議員の在り方について	3 3

4. 消費者物価指数・財政状況

・ 消費者物価地域差指数	3 4
・ さいたま市の消費者物価指数の推移	3 6
・ さいたま市の財政状況	3 7
・ 財政収支に関する中期試算	3 8
・ 令和6年度予算編成方針	3 9

特別職報酬等審議会の流れ



市長・副市長及び市議会議員の月例給・特別給

	市長・副市長	市議会議員
月例給	給料	議員報酬
	地域手当(※)	—
特別給	期末手当	期末手当

(※)市長等の地域手当の支給については、一般職の職員の例による。

【参考】

市長等の地域手当 : 給料 × 支給割合(15%・・・国基準と同様)

※ 地域手当

- ・地域の民間賃金水準をよりの確に公務員の給与水準に反映させるため、地域間格差の事情等に応じて調整する手当
- ・国では一般職だけでなく、総理大臣や事務次官等、特別職や指定職に対しても支給

月例給・特別給の審議結果

(1) 年度	(2) 特別職報酬等審議会の開催状況及び審議結果等				
	(2-1) 開催回数	(2-2) 審議結果等			
		月例給		特別給	
	審議結果	理由	審議結果	理由	
16	5回	引上げ	他の政令指定都市の報酬との均衡及び政令指定都市権能からみた適正な報酬という観点を踏まえ、引上げを答申	国準拠方式への変更	職務の特殊性、責任を考慮し、一般職職員に準拠した支給方式から国準拠方式への変更が妥当と答申
17	特別職報酬等審議会の開催なし				
18	特別職報酬等審議会の開催なし				
19	4回	引下げ	類似政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給与改定の状況を総合的に勘案し、5.1%の引下げを答申	—	—
20	1回	据置き	他の政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給与が据え置かれたことを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	—	—
21	2回	据置き	他の政令指定都市の報酬等と本市の状況を比較すると、すべて平均額を下回っていることを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	引下げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.20月分の引下げを答申
22	2回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、平成19年度の改定時に一般職職員の給与改定率を累積して引下げ改定を行った経緯を考慮し、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	引下げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引下げを答申
23	2回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	—	—
24	1回	据置き	一般職職員の給与改定率の累積値について、昨年度の状況と大きな変化がないことから、現時点では引下げをするには至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—	—
25	2回	据置き	一般職職員の給与改定率の累積値について、今年度の状況も大きな変化がないことから、現時点では引下げを要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—	—
26	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引上げを答申

と改定状況等①

(3) 月例給及び特別給の改定状況		【参考】 (4) 一般職の給与の改定状況				【参考】 (5) 国の指定職 (事務次官等)	
月例給	特別給	月例給		特別給(期末・勤勉手当)		特別給(期末・勤勉手当)	
		改定率(%)	累計(%)	改定月数	改定後の年間支給月数	改定月数	改定後の年間支給月数
(給料・議員報酬) H16. 7. 1～ ・市長 1,310,000円 ・副市長 1,030,000円 ・議長 1,030,000円 ・副議長 920,000円 ・議員 850,000円	(給料・議員報酬) H16. 7. 1～ ・市長、副市長 3.30月 ・市議会議員 3.30月	(据置き)	0.00	(据置き)	4.40月	(据置き)	3.30月
		△ 0.45 (引下げ)	△ 0.45	0.05月 (引上げ)	4.45月	0.05月 (引上げ)	3.35月
		△ 0.11 (引下げ)	△ 0.56	(据置き)	4.45月	(据置き)	3.35月
(給料・議員報酬) H20. 1. 1～ (5.1%引下げ) ・市長 1,243,000円 ・副市長 977,000円 ・議長 977,000円 ・副議長 873,000円 ・議員 807,000円	—	給与制度の見直し △4.60 給与改定分 0.06	△ 5.10	0.05月 (引上げ)	4.50月	(据置き)	3.35月
—	—	(据置き)	0.00	(据置き)	4.50月	(据置き)	3.35月
—	(期末手当年間支給月数) H21. 12. 1～ (0.20月引下げ) ・市長、副市長 3.10月 ・市議会議員 3.10月	△ 0.19 (引下げ)	△ 0.19	△0.35月 (引下げ)	4.15月	△0.25月 (引下げ)	3.10月
—	(期末手当年間支給月数) H22. 12. 1～ (0.15月引下げ) ・市長、副市長 2.95月 ・市議会議員 2.95月	△ 0.28 (引下げ)	△ 0.47	△0.20月 (引下げ)	3.95月	△0.15月 (引下げ)	2.95月
—	—	△ 0.30 (引下げ)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
—	—	(据置き)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
—	—	(据置き)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
—	(期末手当年間支給月数) (0.15月引上げ) ・市長、副市長 3.10月 (H27. 4. 1～) ・市議会議員 3.10月 (議会が施行を保留)	0.45 (引上げ)	△ 0.32	0.15月 (引上げ)	4.10月	0.15月 (引上げ)	3.10月

月例給・特別給の審議結果

(1) 年度	(2) 特別職報酬等審議会の開催状況及び審議結果等				
	(2-1) 開催回数	(2-2) 審議結果等			
		審議結果	月例給 理由	審議結果	特別給 理由
27	2回	据置き・引下げ	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告 ただし、市長及び副市長の給料月額については、翌年度から、地域手当の支給割合が段階的に引き上げられることを踏まえ、給料と地域手当を合わせた月例給総額の水準を保つための調整（引下げ）を実施するよう答申	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申
28	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引上げを答申
29	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申
30	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、昨年度の状況と大きな変化がないことから、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申
R1	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、今年度の状況も大きな変化がないことから、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、市長及び副市長は0.05月分、市議会議員は0.10月分の引上げを答申
R2	3回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引下げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、市長及び副市長はR2.12.1から0.05月分、市議会議員はR3.4.1から0.05月分の引下げを答申
R3	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引下げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引下げを答申
R4	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申
R5					

※ 特別職報酬等審議会は、平成18年度までは必要に応じて開催。平成19年度以降は常設化を図り毎年開催。

と改定状況等②

(3) 月例給及び特別給の改定状況		【参考】 (4) 一般職の給与の改定状況				【参考】 (5) 国の指定職 (事務次官等)	
月例給	特別給	月例給		特別給(期末・勤勉手当)		特別給(期末・勤勉手当)	
		改定率(%)	累計(%)	改定月数	改定後の 年間支給月数	改定月数	改定後の 年間支給月数
(給料) H28. 4. 1～ ・市長 1,210,000円 ・副市長 951,000円	(期末手当年間支給月数) H27. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.15月 ・市議会議員 3.15月	0.20 (引上げ)	△ 0.12	0.10月 (引上げ)	4.20月	0.05月 (引上げ)	3.15月
—	(期末手当年間支給月数) H28. 12. 1～ (0.10月引上げ) ・市長、副市長 3.25月 ・市議会議員 3.25月	0.35 (引上げ)	0.23	0.10月 (引上げ)	4.30月	0.10月 (引上げ)	3.25月
—	(期末手当年間支給月数) H29. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.30月 ・市議会議員 3.30月	0.22 (引上げ)	0.45	0.10月 (引上げ)	4.40月	0.05月 (引上げ)	3.30月
—	(期末手当年間支給月数) H30. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.35月 ※議員は改定なし	(据置き)	0.45	0.05月 (引上げ)	4.45月	0.05月 (引上げ)	3.35月
—	(期末手当年間支給月数) R1. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.40月 R3. 4. 1～ (0.10月引上げ) ・市議会議員 3.40月	(据置き)	0.45	0.05月 (引上げ)	4.50月	0.05月 (引上げ)	3.40月
—	(期末手当年間支給月数) R2. 12. 1～ (0.05月引下げ) ・市長、副市長 3.35月 R3. 4. 1～ (0.05月引下げ) ・市議会議員 3.35月	(据置き)	0.45	△0.05月 (引下げ)	4.45月	△0.05月 (引下げ)	3.35月
—	(期末手当年間支給月数) R3. 12. 1～ (0.10月引下げ) ・市長、副市長 3.25月 ・市議会議員 3.25月	(据置き)	0.45	△0.15月 (引下げ)	4.30月	△0.10月 (引下げ)	3.25月
—	(期末手当年間支給月数) R4. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.30月 ・市議会議員 3.30月	0.23 (引上げ)	0.68	0.10月 (引上げ)	4.40月	0.05月 (引上げ)	3.30月
		0.92 (人事委員会勧告)	1.60	0.10月 (人事委員会勧告)	4.50月	0.10月 (人事院勧告)	3.40月

一般職職員の給与の改定の仕組み

1 市人事委員会による給与勧告

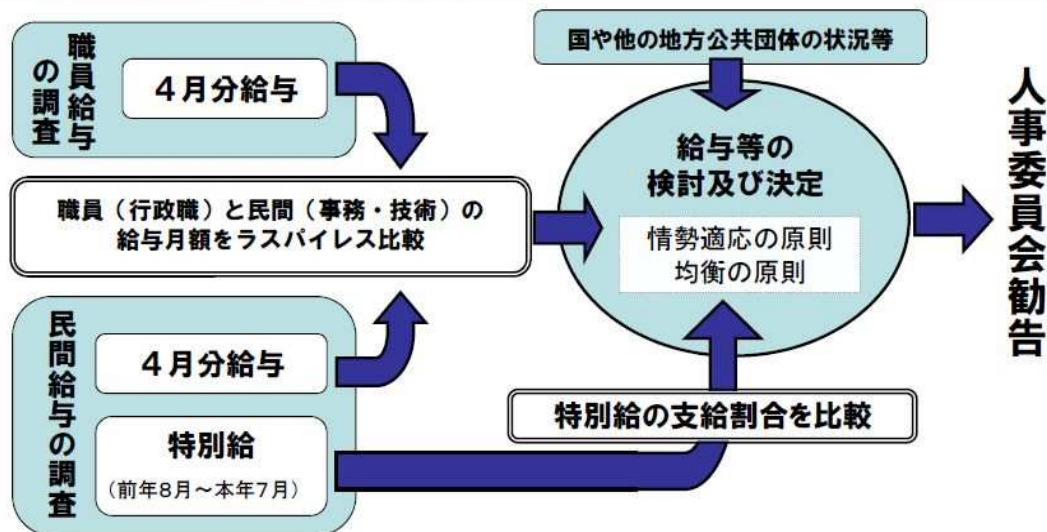
① 給与勧告の手順

(1) 4月分の給与月額を比較

さいたま市職員と民間の4月分の給与月額を調査・比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。

(2) 特別給を比較

民間の特別給の前年8月から本年7月までの支給実績を把握し、民間の年間支給割合(月数)に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



② 民間給与の調査

さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を人事院(国の機関)、他の人事委員会(都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間の給与を調査している。

2023年職種別民間給与実態調査

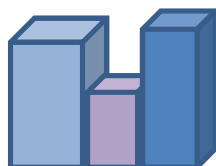
(R5.4.24から6.16まで調査を実施)

調査対象の事業所

(いわゆる正社員が50人以上の事業所)

調査した従業員

(パート・アルバイト・契約社員などを除く)



市内496事業所中
120事業所



事務・技術
4,899人



研究・教育等
211人

事業所ごとのボーナスの調査
(R4.8~R5.7支給分)

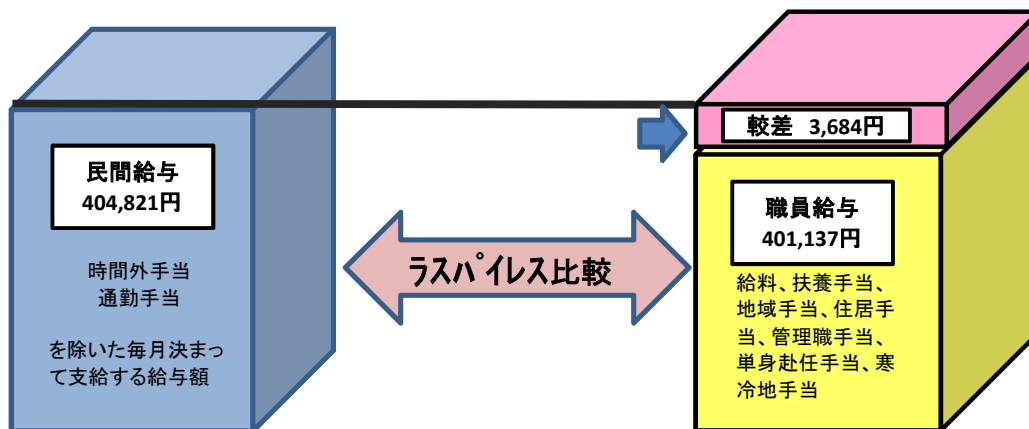
従業員ごとの4月分給与の調査
(4月分給与・役職・学歴・年齢)

その他初任給、諸手当、給与制度等の調査

③ 民間給与との較差に基づく給与改定の決定

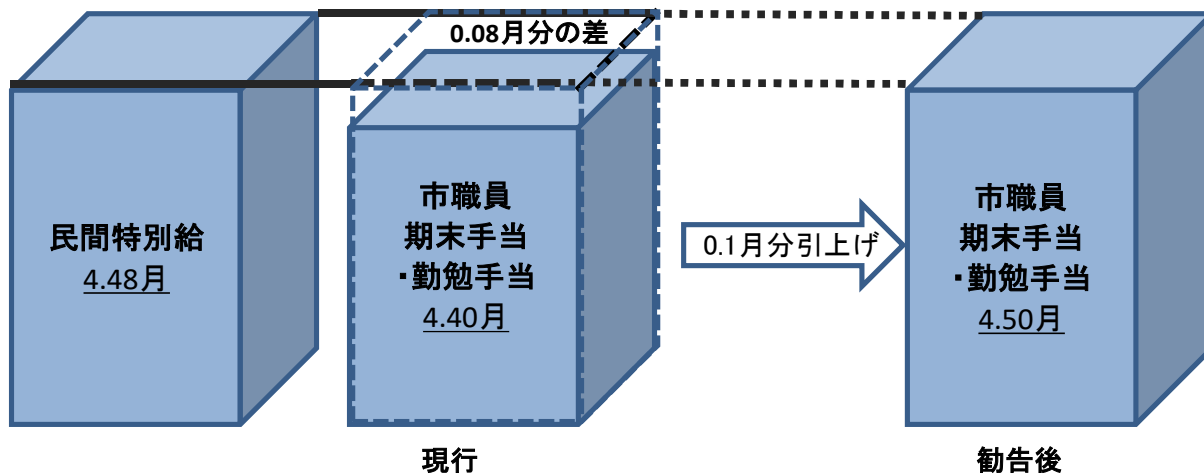
・月例給

本年の民間給与との較差 3,684円(0.92%)を解消するため、給料表の引上げ改定を行うこととする。



・特別給

本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数が、民間の特別給の支給割合を0.08月分下回っているため、支給月数を引き上げることとする。



※期末手当・勤勉手当の支給月数は0.05月を単位として、小数点第2位を「二捨三入」、「七捨八入」する。

(例) 4.43月～4.47月⇒4.45月 4.48月～4.52月⇒4.50月

④ 給与勧告

③で決定した事項等について、市議会、市長に勧告・報告。

令和5年給与勧告まとめ

1 改定の方針

- ・ 給与月額、民間給与との較差(3,684円、0.92%)を解消するため、給料表を引上げ改定

2 特別給

- ・ 民間の支給割合に見合うよう支給月数を引上げ、期末・勤勉手当に反映（4.40月分 → 4.50月分）
※ 再任用職員を含む。

3 実施時期

- ・ 令和5年4月1日から実施。ただし、特別給については、令和5年12月期の支給に関する改定は、この改定を実施するための条例の公布日から、令和6年6月期以降の支給に関する改定は令和6年4月1日から実施

2 給与勧告の実施状況（行政職給料表）

本年は、月例給及び特別給ともに、2年連続のプラス改定となりました。

	給 与 月 額		期末手当・勤勉手当 年間支給月数(較差月数)		平均年間給与額の 増減
	金額	較差率	月数	較差月数	
平成25年	据置き△87円	(△0.02%)	据置き	(0.01月)	—
平成26年	1,785円	(0.45%)	4.10月	(0.15月)	8.5万円
平成27年	798円	(0.20%)	4.20月	(0.10月)	5.2万円
平成28年	1,362円	(0.35%)	4.30月	(0.10月)	5.9万円
平成29年	882円	(0.22%)	4.40月	(0.10月)	5.2万円
平成30年	据置き△64円	(△0.02%)	4.45月	(0.05月)	2.0万円
令和元年	据置き83円	(0.02%)	4.50月	(0.05月)	2.0万円
令和2年	据置き△103円	(△0.03%)	4.45月	(△0.05月)	△2.0万円
令和3年	据置き△82円	(△0.02%)	4.30月	(△0.15月)	△5.9万円
令和4年	911円	(0.23%)	4.40月	(0.10月)	5.4万円
令和5年	3,684円	(0.92%)	4.50月	(0.10月)	9.8万円

(注) 期末・勤勉手当の年間支給月数は勧告後の支給月数を、また、較差月数について、据置きの方は民間支給割合との差を、その他の年は引上げ又は引下げ勧告の月数を表す。

3 市人事委員会勧告を受けての職員給与の改定

- ★ 改定が必要な場合には、職員団体との交渉を経て関係条例改正案を議会に提出することとなる

・職員団体との交渉



・関係条例改正案の議会への提出



・条例公布、給与改定の実施

政令指定都市の市長及び副市長の給料月額等（R5.4.1時点）

（単位：円）

< 市長 >

区分	給料月額			適用日	月例給			年間支給額			
	改定前	現行	改定率		給料月額	地域手当		月例給×12	支給月数	特別給(期末手当)年額	総額
						支給割合	月額				
札幌市	1,140,000 ^⑩	1,280,000	12.3%	H4.12.1	1,280,000	3%	38,400	15,820,800	3.30 ^⑮	6,276,864 ^⑬	22,097,664
仙台市	1,330,000 ^⑦	1,310,000	-1.5%	H18.4.1	1,310,000	3%	39,300	16,191,600	3.30 ^⑬	6,423,978 ^⑪	22,615,578
新潟市	1,163,000 ^⑱	1,167,000	0.3%	H28.4.1	1,167,000	—	—	14,004,000	2.90 ^⑳	4,061,160 ^㉑	18,065,160
千葉市	1,300,000 ^⑥	1,317,000	1.3%	H30.4.1	1,317,000	—	—	15,804,000	4.40 ^⑦	6,953,760 ^⑩	22,757,760
川崎市	1,250,000 ^⑮	1,200,000	-4.0%	H29.4.1	1,200,000	16%	192,000	16,704,000	3.30 ^⑫	6,502,320 ^⑨	23,206,320
横浜市	1,428,000 ^②	1,599,000	12.0%	H28.4.1	1,599,000	—	—	19,188,000	4.40 ^①	8,442,720 ^③	27,630,720
相模原市	1,088,000 ^⑳	1,142,000	5.0%	H9.4.1	1,142,000	12%	137,040	15,348,480	3.25 ^⑰	5,916,130 ^⑯	21,264,610
静岡市	1,160,000 ^⑫	1,250,000	7.8%	H19.4.1	1,250,000	—	—	15,000,000	4.35 ^⑩	6,525,000 ^⑭	21,525,000
浜松市	1,160,000 ^⑪	1,277,000	10.1%	H19.4.1	1,277,000	—	—	15,324,000	4.685 ^⑯	5,982,745 ^⑮	21,306,745
名古屋市	1,494,000 ^③	1,467,000	-1.8%	H19.4.1	1,467,000	15%	220,050	20,244,600	3.30 ^④	7,890,992 ^②	28,135,592
京都市	1,300,000 ^⑤	1,390,000	6.9%	H8.7.1	1,390,000	10%	139,000	18,348,000	3.25 ^⑥	7,092,474 ^⑤	25,440,474
大阪市	1,420,000 ^①	1,669,000	17.5%	H27.12.19	1,669,000	—	—	20,028,000	4.10 ^③	8,211,480 ^①	28,239,480
堺市	1,090,000 ^⑯	1,190,000	9.2%	H9.4.1	1,190,000	10%	119,000	15,708,000	4.30 ^⑧	6,754,440 ^⑫	22,462,440
神戸市	1,250,000 ^④	1,410,000	12.8%	H4.5.1	1,410,000	12%	169,200	18,950,400	4.35 ^②	8,243,424 ^④	27,193,824
岡山市	1,240,000 ^⑱	1,160,000	-6.5%	H21.8.1	1,160,000	3%	34,800	14,337,600	4.40 ^⑭	6,308,544 ^⑯	20,646,144
広島市	1,280,000 ^⑦	1,310,000	2.3%	H8.1.1	1,310,000	3%	39,300	16,191,600	4.40 ^⑤	7,124,304 ^⑦	23,315,904
北九州市	1,340,000 ^⑬	1,230,000	-8.2%	H26.11.1	1,230,000	3%	36,900	15,202,800	3.25 ^⑱	5,840,346 ^⑰	21,043,146
福岡市	1,350,000 ^⑨	1,300,000	-3.7%	H21.4.1	1,300,000	10%	130,000	17,160,000	3.30 ^⑨	6,735,300 ^⑥	23,895,300
熊本市	1,188,000 ^⑯	1,190,000	0.2%	H31.4.1	1,190,000	—	—	14,280,000	3.30 ^⑲	4,712,400 ^⑲	18,992,400
平均	1,261,632	1,308,316	3.7%	—	1,308,316	—	107,916	16,517,678	3.781	6,631,494	23,149,172
さいたま市	1,243,000 ^⑭	1,210,000	-2.7%	H28.4.1	1,210,000	15%	181,500	16,698,000	3.30 ^⑪	6,508,590 ^⑧	23,206,590

< 参考 >

埼玉県知事	1,440,000	1,420,000	-1.4%	H18.4.1	1,420,000	0%	0	17,040,000	3.30	6,794,700	23,834,700
-------	-----------	-----------	-------	---------	-----------	----	---	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市長及び副市長の給料月額等（R5. 4. 1時点）

＜ 副市長 ＞

（単位：円）

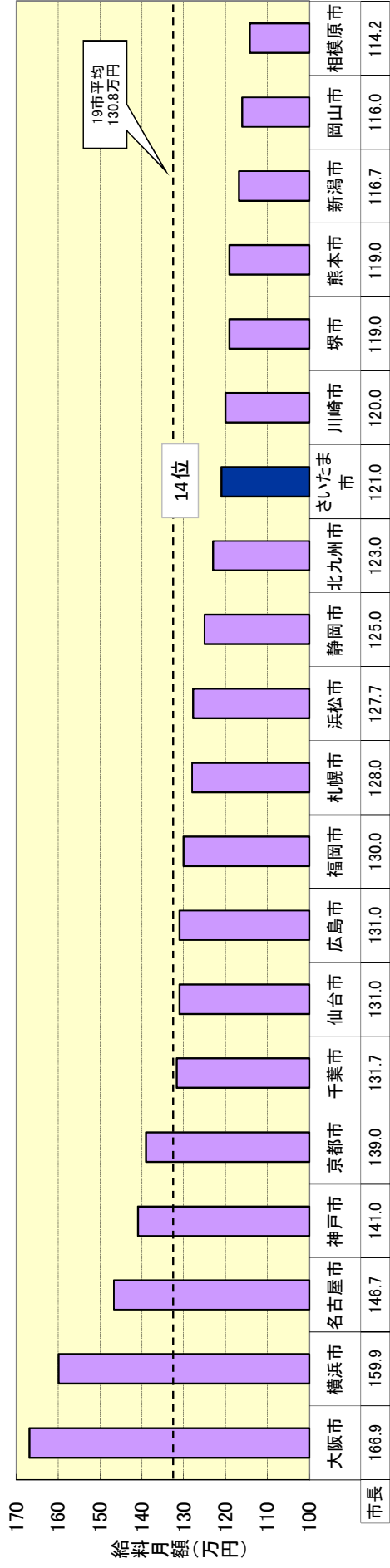
区分	給料月額			適用日	月例給			年間支給額			
	改定前	現行	改定率		給料月額	地域手当		月例給×12	特別給(期末手当)支給月額	総額	
						支給割合	月額				
札幌市	920,000 ⑨	1,030,000	12.0%	H4.12.1	1,030,000 ⑫	3%	30,900	12,730,800	3.30 ⑫	5,050,914 ⑫	17,781,714
仙台市	1,030,000 ⑩	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	1,020,000 ⑬	3%	30,600	12,607,200	3.30 ⑭	5,001,876 ⑬	17,609,076
新潟市	939,000 ⑯	942,000	0.3%	H28.4.1	942,000 ⑱	—	—	11,304,000	2.90 ⑳	3,278,160 ⑳	14,582,160
千葉市	1,050,000 ⑥	1,064,000	1.3%	H30.4.1	1,064,000 ⑪	—	—	12,768,000	4.40 ⑥	5,617,920 ⑨	18,385,920
川崎市	990,000 ⑭	950,000	-4.0%	H29.4.1	950,000 ⑥	16%	152,000	13,224,000	3.30 ⑩	5,147,670 ⑩	18,371,670
横浜市	1,148,000 ①	1,285,000	11.9%	H28.4.1	1,285,000 ①	—	—	15,420,000	4.40 ①	6,784,800 ①	22,204,800
相模原市	891,000 ⑱	935,000	4.9%	H19.4.1	935,000 ⑭	12%	112,200	12,566,400	3.25 ⑯	4,843,766 ⑭	17,410,166
静岡市	— ⑰	940,000	—	H15.4.1	940,000 ⑰	—	—	11,280,000	4.35 ⑮	4,906,800 ⑰	16,186,800
浜松市	931,000 ⑲	928,000	-0.3%	H19.4.1	928,000 ⑳	—	—	11,136,000	4.685 ⑱	4,347,680 ⑱	15,483,680
名古屋市	1,161,000 ③	1,100,000	-5.3%	H22.4.1	1,100,000 ②	15%	165,000	15,180,000	3.30 ③	5,916,900 ③	21,096,900
京都市	1,030,000 ③	1,100,000	6.8%	H8.7.1	1,100,000 ④	10%	110,000	14,520,000	3.25 ⑦	5,612,750 ④	20,132,750
大阪市	1,130,000 ⑤	1,096,000	-3.0%	H27.12.19	1,096,000 ⑦	—	—	13,152,000	4.10 ⑧	5,392,320 ⑧	18,544,320
堺市	900,000 ⑪	990,000	10.0%	H9.4.1	990,000 ⑨	10%	99,000	13,068,000	4.30 ⑤	5,619,240 ⑦	18,687,240
神戸市	980,000 ②	1,110,000	13.3%	H4.5.1	1,110,000 ③	12%	133,200	14,918,400	4.35 ②	6,489,504 ②	21,407,904
岡山市	990,000 ⑳	920,000	-7.1%	H21.8.1	920,000 ⑯	3%	27,600	11,371,200	4.40 ⑬	5,003,328 ⑯	16,374,528
広島市	1,020,000 ⑦	1,050,000	2.9%	H8.1.1	1,050,000 ⑩	3%	31,500	12,978,000	4.40 ④	5,710,320 ⑥	18,688,320
北九州市	1,060,000 ⑫	980,000	-7.5%	H26.11.1	980,000 ⑮	3%	29,400	12,112,800	3.25 ⑰	4,653,284 ⑮	16,766,084
福岡市	1,080,000 ⑧	1,040,000	-3.7%	H21.4.1	1,040,000 ⑤	10%	104,000	13,728,000	3.30 ⑨	5,388,240 ⑤	19,116,240
熊本市	946,000 ⑮	947,000	0.1%	H31.4.1	947,000 ⑰	—	—	11,364,000	3.30 ⑱	3,750,120 ⑱	15,114,120
平均	1,010,889	1,022,474	1.1%	—	1,022,474	—	85,450	12,917,305	3.781	5,185,031	18,102,336
さいたま市	977,000 ⑬	951,000	-2.7%	H28.4.1	951,000 ⑧	15%	142,650	13,123,800	3.30 ⑪	5,115,428 ⑪	18,239,228

＜ 参考 ＞

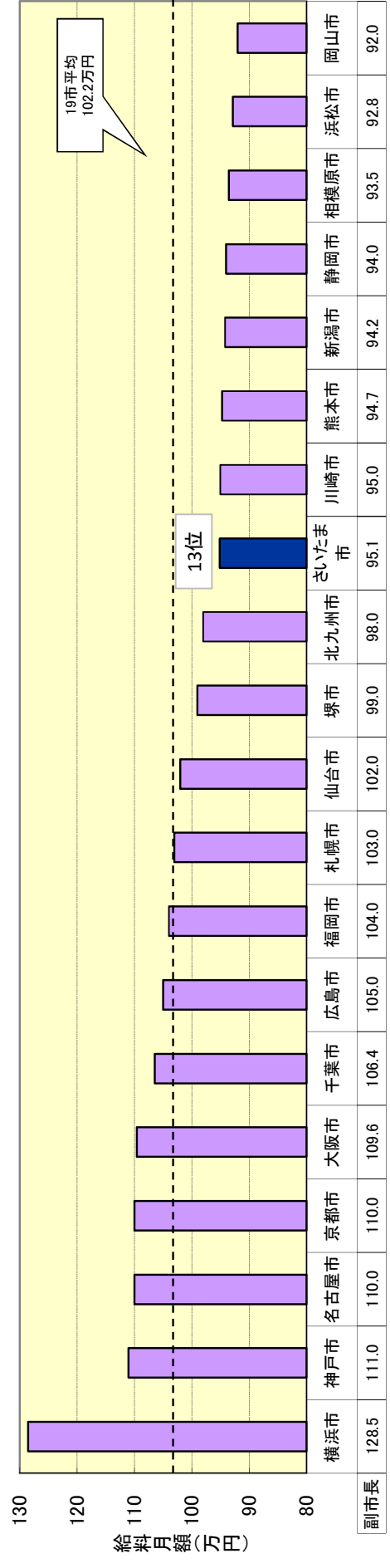
埼玉県副知事	1,150,000	1,134,000	-1.4%	H18.4.1	1,134,000	0%	0	13,608,000	3.30	5,426,190	19,034,190
--------	-----------	-----------	-------	---------	-----------	----	---	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市長及び副市長の給料月額比較 (R5. 4. 1時点)

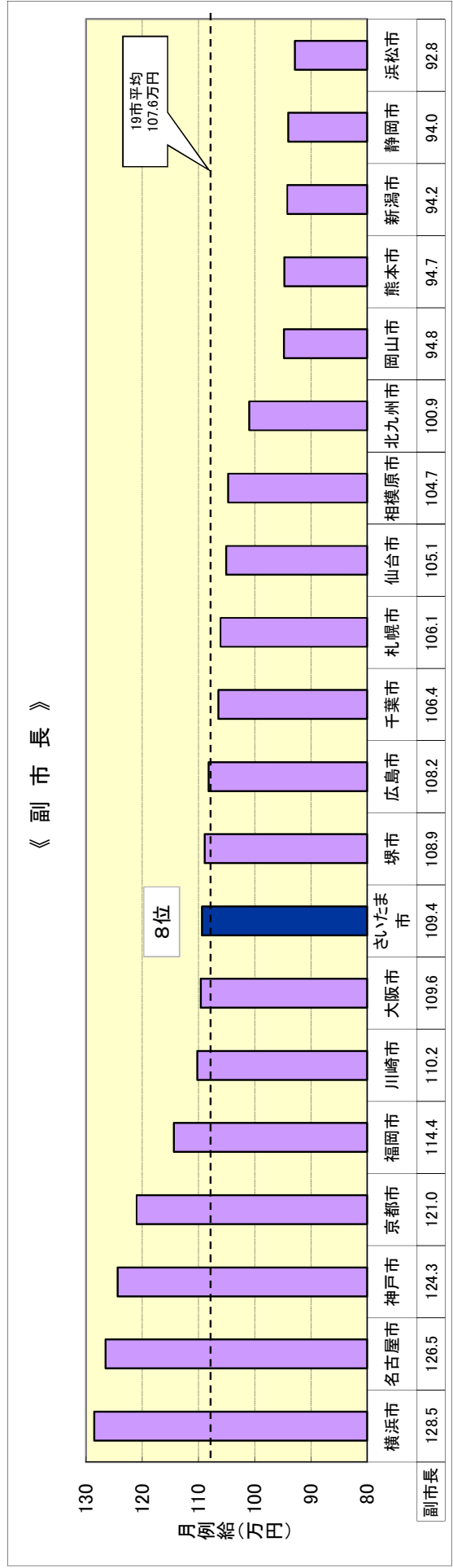
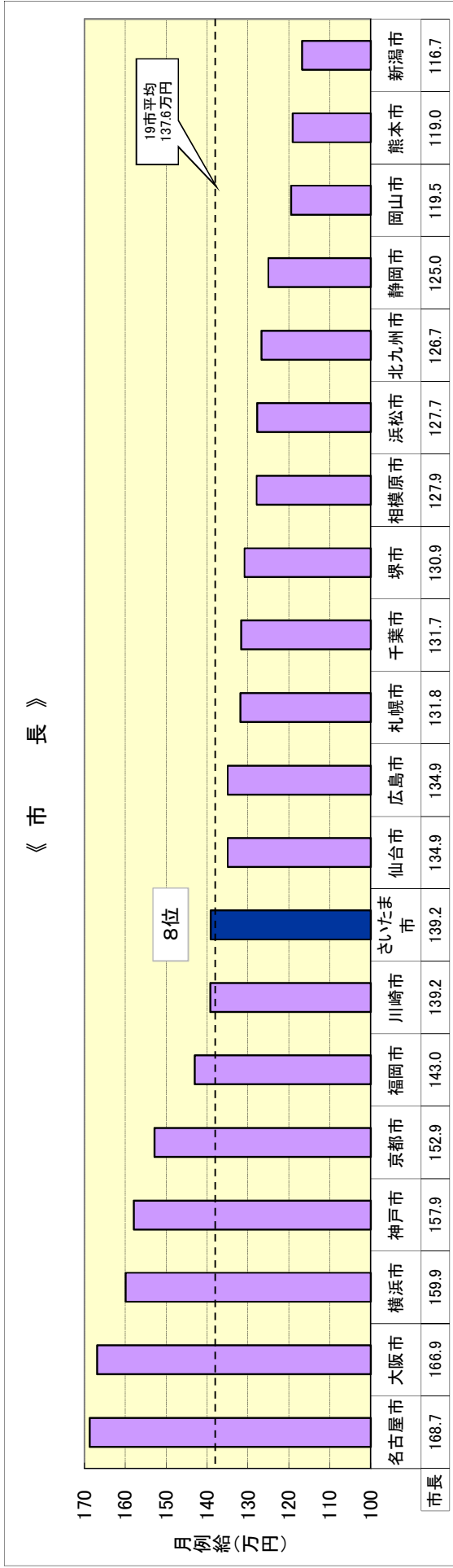
《 市 長 》



《 副市長 》

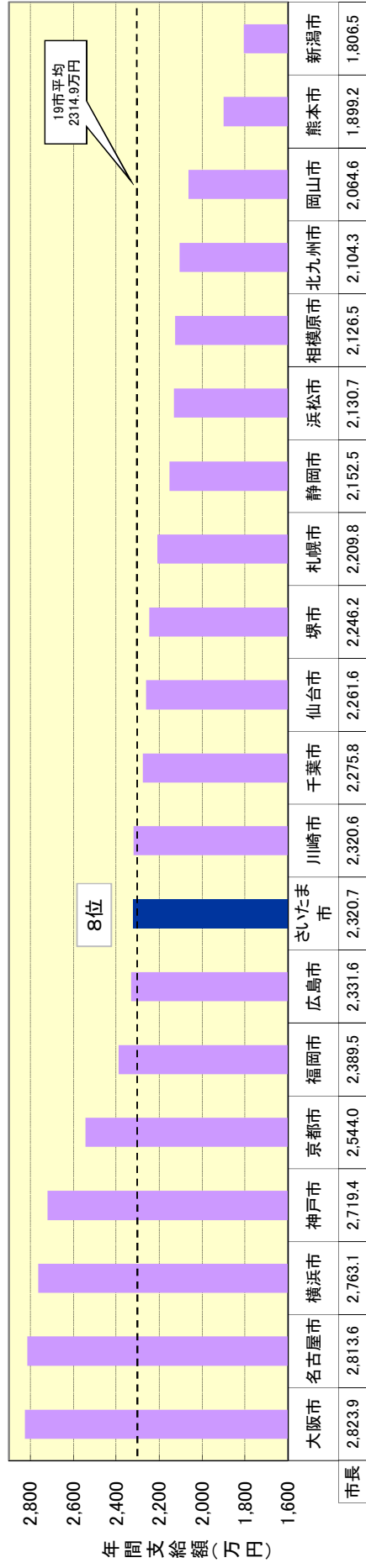


政令指定都市の市長及び副市長の月例給比較 (R5. 4. 1時点)

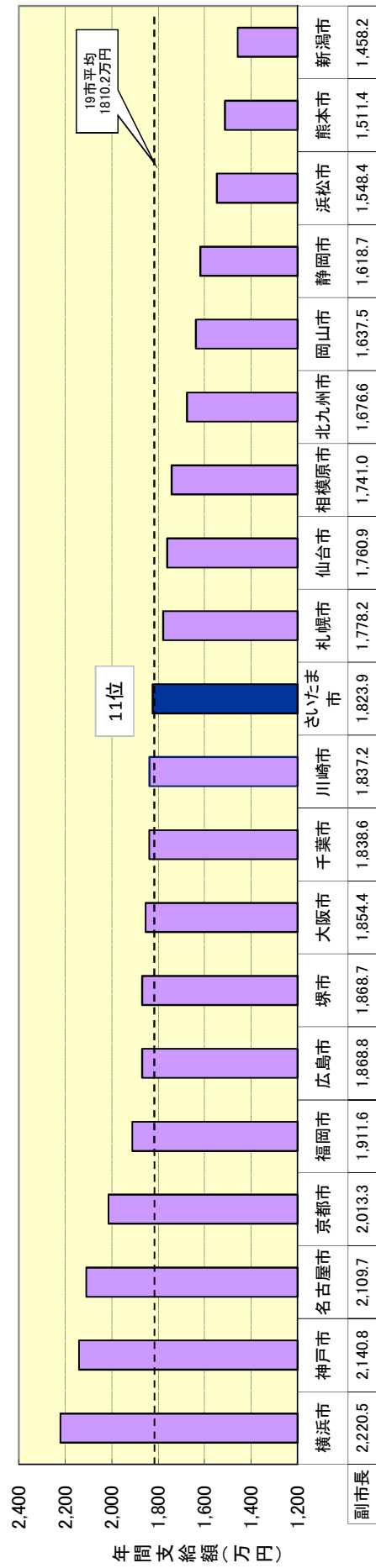


政令指定都市の市長及び副市長の年間支給額比較（R5.4.1時点）

《市長》



《副市長》



政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等 (R5. 4. 1時点)

< 議長 >

区分	議員報酬月額(月例給)				適用日	年間			支給		総額
	改定前	現行	改定率	議員報酬月額×12		年末手当(特別給)	支	給	額		
									支給月数	年額	
札幌市	930,000	⑨ 1,040,000	11.8%	12,480,000	H4.12.1	3.30	⑨ 4,976,400	⑨	17,456,400		
仙台市	1,030,000	⑪ 1,020,000	-1.0%	12,240,000	H18.4.1	3.30	⑬ 4,880,700	⑪	17,120,700		
新潟市	778,000	⑲ 781,000	0.4%	9,372,000	H28.4.1	2.90	⑳ 2,717,880	⑳	12,089,880		
千葉市	980,000	⑭ 930,000	-5.1%	11,160,000	H18.7.1	4.40	⑪ 4,910,400	⑭	16,070,400		
川崎市	1,080,000	⑩ 1,030,000	-4.6%	12,360,000	H19.4.1	3.30	⑩ 4,928,550	⑩	17,288,550		
横浜市	1,200,000	② 1,179,000	-1.8%	14,148,000	H23.4.1	4.40	① 6,225,120	①	20,373,120		
相模原市	738,000	⑳ 779,000	5.6%	9,348,000	H9.4.1	3.30	⑱ 3,727,514	⑱	13,075,514		
静岡市	—	⑯ 824,000	—	9,888,000	H15.4.1	4.35	⑯ 4,301,280	⑯	14,189,280		
浜松市	824,000	⑱ 803,000	-2.5%	9,636,000	H15.1.1	4.685	⑰ 3,762,055	⑰	13,398,055		
名古屋市	1,250,000	① 1,225,000	-2.0%	14,700,000	H18.4.1	3.10	④ 5,506,374	②	20,206,374		
京都市	1,050,000	④ 1,120,000	6.7%	13,440,000	H8.7.1	3.25	⑤ 5,278,000	④	18,718,000		
大阪市	1,200,000	⑥ 1,080,000	-10.0%	12,960,000	H27.4.30	3.95	⑥ 5,119,200	⑦	18,079,200		
堺市	900,000	⑬ 950,000	5.6%	11,400,000	H20.1.1	4.30	⑫ 4,902,000	⑬	16,302,000		
神戸市	1,010,000	③ 1,140,000	12.9%	13,680,000	H4.5.1	4.35	② 5,950,800	③	19,630,800		
岡山市	780,000	⑮ 850,000	9.0%	10,200,000	H8.4.1	4.40	⑮ 4,488,000	⑮	14,688,000		
広島市	1,030,000	⑦ 1,060,000	2.9%	12,720,000	H8.1.1	4.40	③ 5,596,800	⑤	18,316,800		
北九州市	960,000	⑤ 1,090,000	13.5%	13,080,000	H6.4.1	3.25	⑧ 5,048,062	⑥	18,128,062		
福岡市	930,000	⑦ 1,060,000	14.0%	12,720,000	H6.4.1	3.30	⑦ 5,072,100	⑧	17,792,100		
熊本市	819,000	⑰ 820,000	0.1%	9,840,000	H31.4.1	3.30	⑰ 3,247,200	⑱	13,087,200		
平均	971,611	988,474	1.7%	11,861,684	—	3.765	4,770,444		16,632,128		
さいたま市	1,030,000	⑫ 977,000	-5.1%	11,724,000	H20.1.1	3.30	⑭ 4,674,944	⑫	16,398,944		

< 参考 >

埼玉県議長	1,160,000	1,144,000	-1.4%	13,728,000	H18.4.1	3.30	5,474,040		19,202,040
-------	-----------	-----------	-------	------------	---------	------	-----------	--	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等 (R5. 4. 1時点)

< 副議長 >

区分	議員報酬月額(月例給)				適用日	年間			支給		総額
	改定前	現行	改定率	議員報酬月額×12		年末手当(特別給)	支給				
							支	給			
札幌市	850,000	950,000	11.8%	11,400,000	H4.12.1	3.30	⑧ 4,545,750	⑨	15,945,750		
仙台市	920,000	910,000	-1.1%	10,920,000	H18.4.1	3.30	⑬ 4,354,350	⑪	15,274,350		
新潟市	700,000	703,000	0.4%	8,436,000	H28.4.1	2.90	⑳ 2,446,440	⑳	10,882,440		
千葉市	880,000	840,000	-4.5%	10,080,000	H18.7.1	4.40	⑩ 4,435,200	⑭	14,515,200		
川崎市	960,000	920,000	-4.2%	11,040,000	H19.4.1	3.30	⑪ 4,402,200	⑩	15,442,200		
横浜市	1,080,000	1,061,000	-1.8%	12,732,000	H23.4.1	4.40	① 5,602,080	①	18,334,080		
相模原市	672,000	713,000	6.1%	8,556,000	H9.4.1	3.30	⑰ 3,411,704	⑰	11,967,704		
静岡市	—	735,000	—	8,820,000	H15.4.1	4.35	⑯ 3,836,700	⑯	12,656,700		
浜松市	735,000	717,000	-2.4%	8,604,000	H15.1.1	4.685	⑱ 3,359,145	⑱	11,963,145		
名古屋市	1,100,000	1,078,000	-2.0%	12,936,000	H18.4.1	3.10	⑤ 4,845,610	③	17,781,610		
京都市	960,000	1,030,000	7.3%	12,360,000	H8.7.1	3.25	④ 4,853,874	④	17,213,874		
大阪市	1,060,000	960,000	-9.4%	11,520,000	H27.4.30	3.95	⑦ 4,550,400	⑦	16,070,400		
堺市	750,000	850,000	13.3%	10,200,000	H9.4.1	4.30	⑫ 4,386,000	⑬	14,586,000		
神戸市	920,000	1,040,000	13.0%	12,480,000	H4.5.1	4.35	② 5,428,800	②	17,908,800		
岡山市	710,000	770,000	8.5%	9,240,000	H8.4.1	4.40	⑮ 4,065,600	⑮	13,305,600		
広島市	910,000	930,000	2.2%	11,160,000	H8.1.1	4.40	③ 4,910,400	⑦	16,070,400		
北九州市	860,000	980,000	14.0%	11,760,000	H6.4.1	3.25	⑨ 4,538,625	⑤	16,298,625		
福岡市	850,000	970,000	14.1%	11,640,000	H6.4.1	3.30	⑥ 4,641,450	⑥	16,281,450		
熊本市	745,000	746,000	0.1%	8,952,000	H31.4.1	3.30	⑲ 2,954,160	⑲	11,906,160		
平均	870,111	889,632	2.2%	10,675,579	—	3.765	4,293,078		14,968,657		
さいたま市	920,000	873,000	-5.1%	10,476,000	H20.1.1	3.30	⑭ 4,177,304	⑫	14,653,304		

< 参考 >

埼玉県副議長	1,030,000	1,016,000	-1.4%	12,192,000	H18.4.1	3.30	4,861,560		17,053,560
--------	-----------	-----------	-------	------------	---------	------	-----------	--	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等 (R5. 4. 1時点)

< 議員 >

(単位:円)

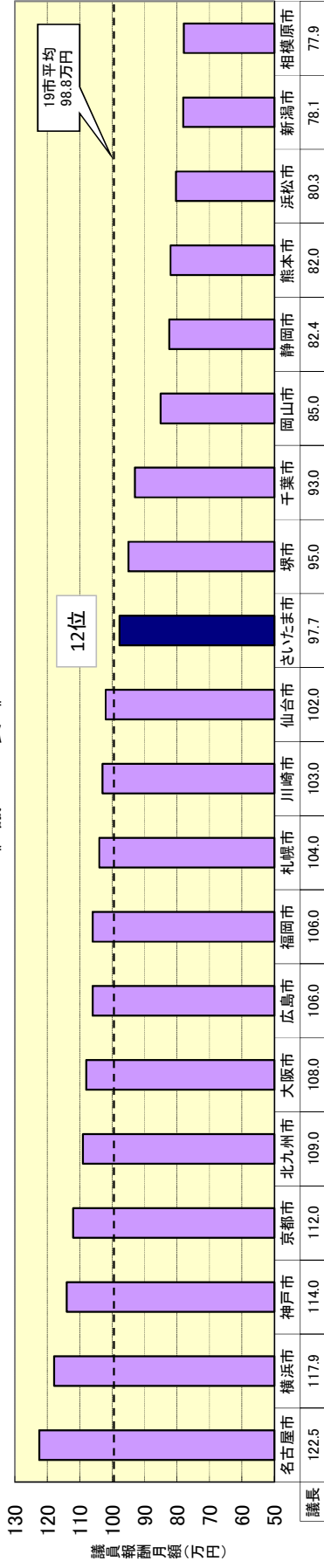
区分	議員報酬月額(月例給)				適用日	年	間		給	額
	改定前	現行	改定率	議員報酬月額×12			支			
							支給月数	年末手当(特別給) 年額		
札幌市	760,000	860,000	13.2%	10,320,000	H4.12.1	3.30	⑧ 4,115,100	⑨	14,435,100	
仙台市	850,000	840,000	-1.2%	10,080,000	H18.4.1	3.30	⑫ 4,019,400	⑩	14,099,400	
新潟市	653,000	655,000	0.3%	7,860,000	H28.4.1	2.90	⑳ 2,279,400	㉑	10,139,400	
千葉市	810,000	770,000	-4.9%	9,240,000	H18.7.1	4.40	⑩ 4,065,600	⑭	13,305,600	
川崎市	870,000	830,000	-4.6%	9,960,000	H19.4.1	3.30	⑬ 3,971,550	⑪	13,931,550	
横浜市	970,000	953,000	-1.8%	11,436,000	H23.4.1	4.40	① 5,031,840	①	16,467,840	
相模原市	638,000	670,000	5.0%	8,040,000	H9.4.1	3.30	⑰ 3,205,950	⑰	11,245,950	
静岡市	—	663,000	—	7,956,000	H15.4.1	4.35	⑯ 3,460,860	⑯	11,416,860	
浜松市	665,000	648,000	-2.6%	7,776,000	H15.1.1	4.685	⑱ 3,035,880	⑱	10,811,880	
名古屋市	1,010,000	990,000	-2.0%	11,880,000	H18.4.1	3.10	⑤ 4,450,050	②	16,330,050	
京都市	890,000	960,000	7.9%	11,520,000	H8.7.1	3.25	④ 4,524,000	③	16,044,000	
大阪市	970,000	880,000	-9.3%	10,560,000	H27.4.30	3.95	⑦ 4,171,200	⑦	14,731,200	
堺市	680,000	780,000	14.7%	9,360,000	H9.4.1	4.30	⑪ 4,024,800	⑬	13,384,800	
神戸市	820,000	930,000	13.4%	11,160,000	H4.5.1	4.35	② 4,854,600	④	16,014,600	
岡山市	660,000	710,000	7.6%	8,520,000	H8.4.1	4.40	⑮ 3,748,800	⑮	12,268,800	
広島市	840,000	860,000	2.4%	10,320,000	H8.1.1	4.40	③ 4,540,800	⑤	14,860,800	
北九州市	770,000	880,000	14.3%	10,560,000	H6.4.1	3.25	⑨ 4,075,500	⑧	14,635,500	
福岡市	770,000	880,000	14.3%	10,560,000	H6.4.1	3.30	⑥ 4,210,800	⑥	14,770,800	
熊本市	675,000	676,000	0.1%	8,112,000	H31.4.1	3.30	⑰ 2,676,960	⑰	10,788,960	
平均	794,500	812,368	2.2%	9,748,421	—	3.765	3,919,110		13,667,531	
さいたま市	850,000	807,000	-5.1%	9,684,000	H20.1.1	3.30	⑭ 3,861,494	⑫	13,545,494	

< 参考 >

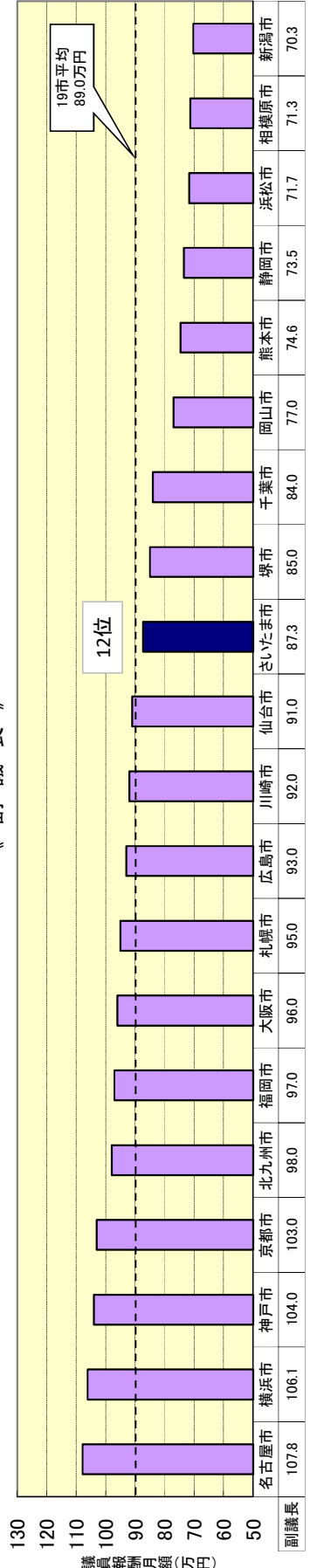
埼玉県議員	940,000	927,000	-1.4%	11,124,000	H18.4.1	3.30	4,435,695		15,559,695
-------	---------	---------	-------	------------	---------	------	-----------	--	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額比較 (R5. 4. 1時点)

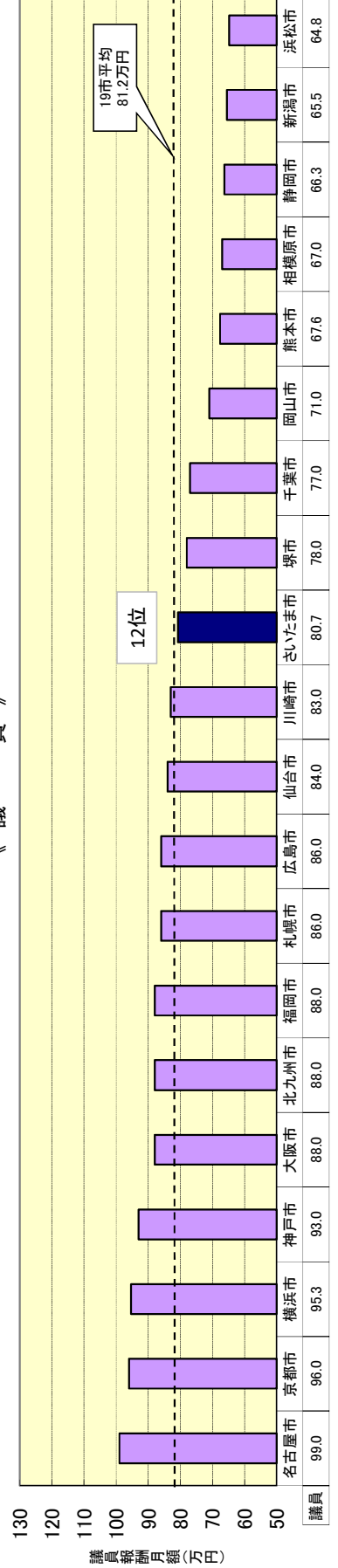
《 議長 》



《 副議長 》

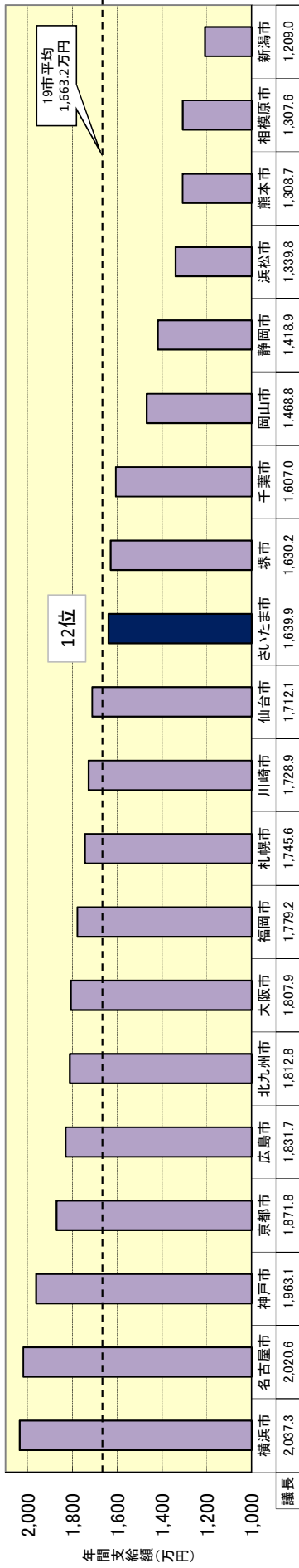


《 議員 》

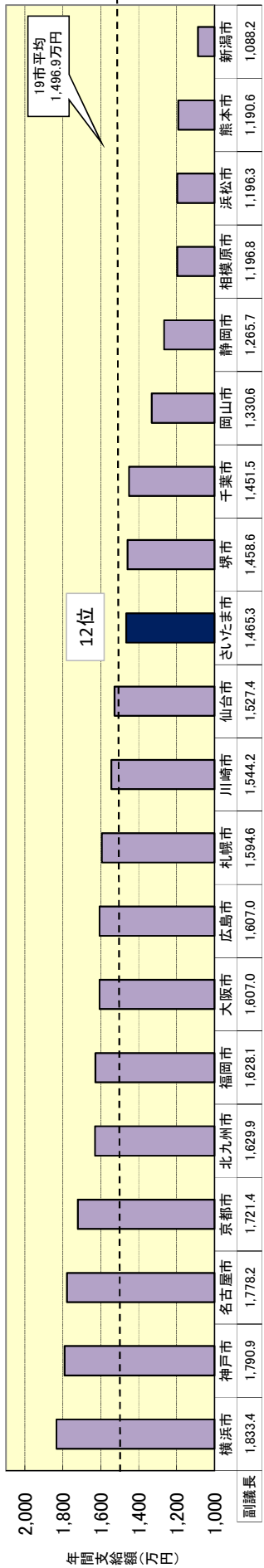


政令指定都市の市議会議員の年間支給額比較 (R5. 4. 1時点)

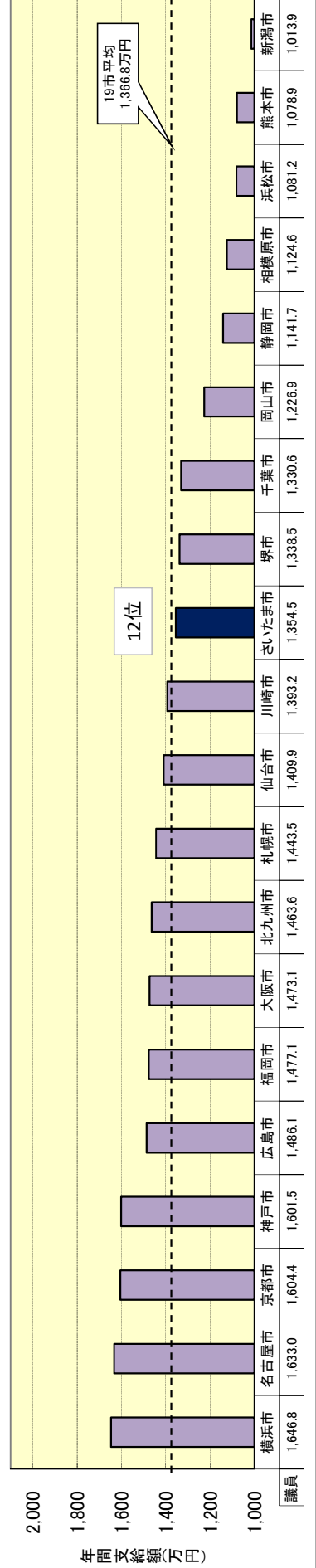
《 議長 》



《 副議長 》



《 議員 》

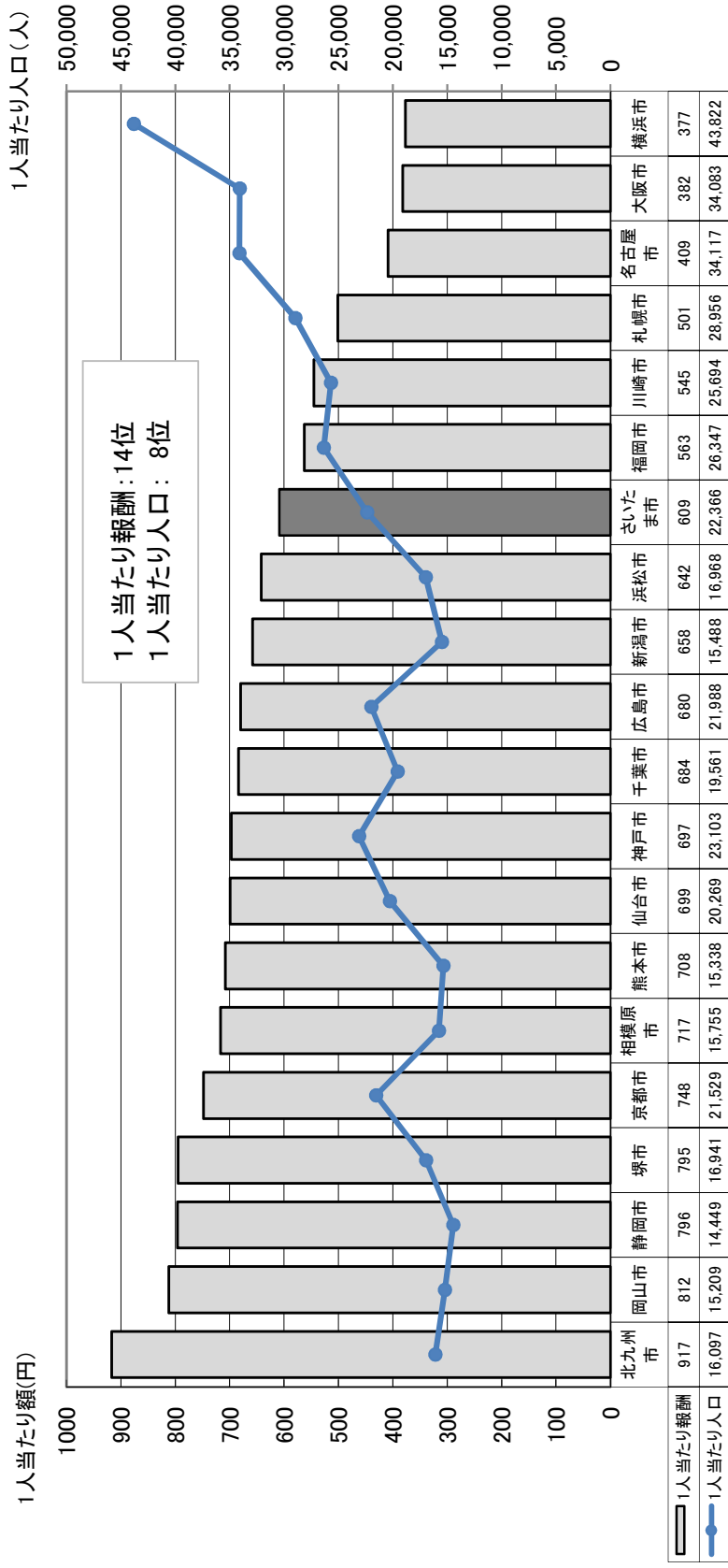


政令指定都市における市民1人当たり議員年間支給総額・議員1人当たり人口数

都 市 名	推計人口 ^(A) (R5.4.1)	面積 (km ²)	行政区の数	議員定数等 ^(A) (R5.7.1)		年間支給総額 ^(B) (※1)	市民1人当たり額 ^(B) (年間支給総額/人口)	議員1人当たり人口 ^(A) (人口/議員数)
				条例	現員数			
札幌市	1,969,004	1,121.26	10	68	68	986,118,750	501	28,956
仙台市	1,094,520	786.35	5	55	54	765,563,850	699	20,269
新潟市	774,383	726.27	8	50	50	509,663,520	658	15,488
千葉市	978,064	271.76	6	50	50	669,254,400	684	19,561
川崎市	1,541,640	144.35	7	60	60	840,760,650	545	25,694
横浜市	3,768,664	437.71	18	86	86	1,422,005,760	377	43,822
相模原市	724,724	328.91	3	46	46	519,865,018	717	15,755
静岡市	679,107	1,411.83	3	48	47	540,604,680	796	14,449
浜松市	780,538	1,558.06	7	46	46	501,083,920	642	16,968
名古屋市	2,319,928	326.50	16	68	68	948,405,491	409	34,117
京都市	1,442,411	827.83	11	67	67	1,078,791,874	748	21,529
大阪市	2,760,691	225.32	24	81	81	1,053,615,600	382	34,083
堺市	813,153	149.83	7	48	48	646,588,800	795	16,941
神戸市	1,501,678	557.02	9	65	65	1,046,459,400	697	23,103
岡山市	699,596	789.95	4	46	46	567,820,800	812	15,209
広島市	1,187,363	906.69	8	54	54	807,148,800	680	21,988
北九州市	917,524	491.71	7	57	57	841,177,180	917	16,097
福岡市	1,633,502	343.46	7	62	62	920,321,550	563	26,347
熊本市	736,245	390.32	5	48	48	521,285,520	708	15,338
平均	1,385,407	620.80	8.7	58.2	58.1	799,291,345	577	23,865
さいたま市	1,341,939	217.43	10	60	60	816,690,900	609	22,366

※1:報酬等年間総額について 報酬額を減額中の2市(名古屋市、大阪市)は減額後の額で計算

政令指定都市における市民1人当たりの議員年間支給総額・議員1人当たり人口数の比較



政令指定都市の歳出に占める人件費、市長・副市長・議員の給与

都市名	住民基本 台帳人口(人)① (R4.1.1現在)	歳 入					歳出総額④	支出額⑤
		歳入総額②	市 税			市民1人 当たり市税 (③÷①)		
			市税③	歳入に占める割合 (③÷②)	順位			
札幌市	1,960,668	1,295,698,111	334,595,895	25.8%	20	171	1,281,258,738	165,043,669
仙台市	1,065,365	636,972,145	218,125,010	34.2%	10	205	626,496,644	116,357,893
新潟市	779,613	450,147,850	132,094,399	29.3%	15	169	438,857,264	93,014,708
千葉市	976,328	514,381,284	199,876,558	38.9%	4	205	507,597,663	97,371,913
川崎市	1,522,390	795,373,552	364,605,509	45.8%	1	239	786,995,809	149,312,081
横浜市	3,755,793	2,230,290,510	838,901,732	37.6%	7	223	2,202,642,428	360,246,247
相模原市	719,112	343,241,444	129,575,345	37.8%	6	180	317,528,162	71,489,723
静岡市	689,079	363,053,431	137,874,554	38.0%	5	200	353,330,636	74,434,647
浜松市	795,771	394,601,514	145,001,157	36.7%	9	182	383,252,465	79,224,912
名古屋市	2,293,437	1,396,138,350	583,542,312	41.8%	3	254	1,378,101,394	266,651,268
京都市	1,388,807	1,056,768,646	301,943,411	28.6%	17	217	1,054,162,743	161,723,252
大阪市	2,732,197	2,003,680,509	750,030,203	37.4%	8	275	1,962,155,183	307,224,797
堺市	826,158	469,487,091	151,638,686	32.3%	13	184	461,227,663	86,141,854
神戸市	1,517,627	977,468,532	305,625,297	31.3%	14	201	963,657,618	184,453,551
岡山市	704,487	402,822,136	130,421,320	32.4%	12	185	383,657,449	79,842,124
広島市	1,189,149	726,457,881	236,737,915	32.6%	11	199	714,072,933	139,230,021
北九州市	936,586	651,472,746	174,938,509	26.9%	19	187	643,026,372	107,927,806
福岡市	1,568,265	1,177,937,693	343,164,133	29.1%	16	219	1,161,028,164	144,269,511
熊本市	731,722	430,551,321	120,679,722	28.0%	18	165	420,269,419	85,846,550
平均	1,376,450	858,765,513	294,703,772	34.3%		214	844,174,671	145,779,291
さいたま市	1,332,226	654,914,371	273,786,943	41.8%	2	206	640,991,108	127,858,586

※ 人口、歳入・歳出決算額等の数値は、地方財政状況調査（総務省）による。

※ 「人件費」は、議員等報酬、市長等特別職給与、一般職給与、共済費、災害補償費等である。

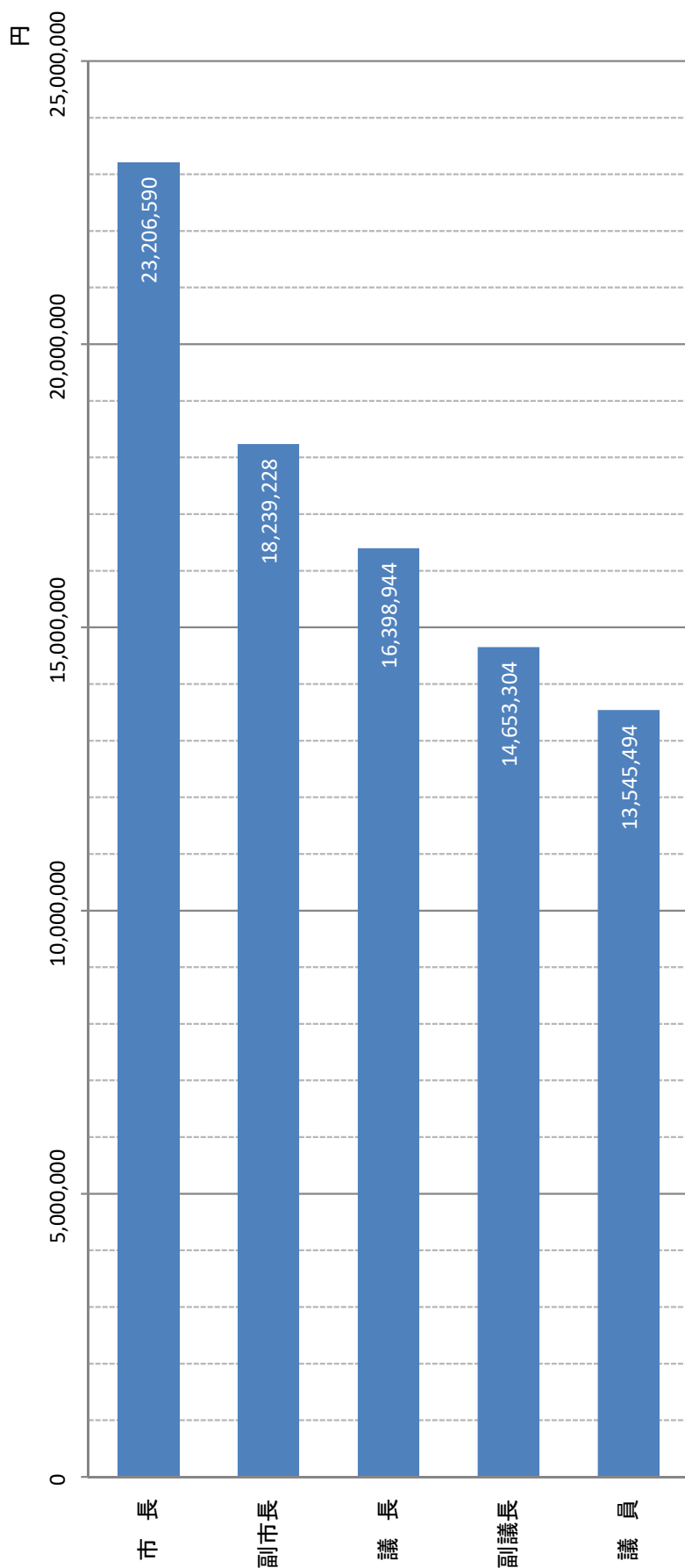
※ 市長、副市長、議員の年間支給総額は、令和3年度の条例定数に基づき算出した令和3年4月1日時点の支給額。

・報酬総額の状況（令和3年度普通会計決算額）

（単位：千円）

人 件 費				市 出							
人 件 費				市長・副市長・議員（議長・副議長・議員）の給料、報酬等の年間支給総額							
歳出に占める割合 （⑤ ÷ ④）	順位	市税に占める割合 （⑤ ÷ ③）	順位	市長・副市長 の給料等	議員の報酬等	合計 ⑥	歳出に占める割合 （⑥ ÷ ④）	順位	市税に占める割合 （⑥ ÷ ③）	順位	
12.9%	2	49.3%	8	75,768	990,379	1,066,147	0.08%	4	0.32%	6	
18.6%	7	53.3%	9	58,083	768,133	826,216	0.13%	11	0.38%	11	
21.2%	19	70.4%	19	47,779	525,848	573,627	0.13%	10	0.43%	14	
19.2%	11	48.7%	7	59,737	671,579	731,316	0.14%	15	0.37%	9	
19.0%	9	41.0%	1	78,654	844,393	923,047	0.12%	7	0.25%	4	
16.4%	5	42.9%	4	116,855	1,426,944	1,543,799	0.07%	2	0.18%	3	
22.5%	20	55.2%	13	73,810	522,111	595,921	0.19%	20	0.46%	16	
21.1%	18	54.0%	11	54,087	553,945	608,032	0.17%	19	0.44%	15	
20.7%	16	54.6%	12	52,275	501,084	553,359	0.14%	16	0.38%	12	
19.3%	12	45.7%	5	91,815	948,406	1,040,221	0.08%	3	0.18%	2	
15.3%	3	53.6%	10	86,576	959,555	1,046,131	0.10%	6	0.35%	8	
15.7%	4	41.0%	1	83,873	1,071,791	1,155,664	0.06%	1	0.15%	1	
18.7%	8	56.8%	14	79,074	618,555	697,629	0.15%	17	0.46%	17	
19.1%	10	60.4%	16	91,737	1,114,388	1,206,125	0.13%	9	0.39%	13	
20.8%	17	61.2%	17	53,581	567,821	621,402	0.16%	18	0.48%	19	
19.5%	13	58.8%	15	60,904	812,754	873,658	0.12%	8	0.37%	10	
16.8%	6	61.7%	18	71,647	842,976	914,623	0.14%	14	0.52%	20	
12.4%	1	42.0%	3	81,591	924,297	1,005,888	0.09%	5	0.29%	5	
20.4%	15	71.1%	20	49,406	523,246	572,652	0.14%	12	0.47%	18	
17.3%		49.5%		71,961	799,379	871,340	0.10%		0.30%		
19.9%	14	46.7%	6	78,453	820,219	898,672	0.14%	13	0.33%	7	

市長・副市長・議員の年間給与・報酬の比較



単位:円

	年間給料・報酬	地域手当	通勤手当	期末手当	合計
市長	14,520,000	2,178,000	実費支給	6,508,590	23,206,590
副市長	11,412,000	1,711,800	実費支給	5,115,428	18,239,228
議長	11,724,000	なし	なし	4,674,944	16,398,944
副議長	10,476,000	なし	なし	4,177,304	14,653,304
議員	9,684,000	なし	なし	3,861,494	13,545,494

政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ(令和4年度実績)

	札幌市	仙台市	新潟市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	19市 (平均)	さいたま市
本会議	議会 開催数	4	4	4	4	4	2	4	4	4	1	3	4	2	4	4	4	4	4	3.6	4
	本会議 日数	24	31	29	36	27	18	37	22	26	22	18	23	23	21	35	25	25	29	26	26.2
常任委員会	委員会数	6	5	4	5	5	8	5	5	6	5	6	6	6	6	5	6	5	7	5.6	6
	開催日数 (延べ)	48	12	26	37	55	34	49	62	57	108	29	16	20	60	19	70	34	15	42.2	47
特別委員会	委員会数	4	5	6	2	1	7	6	4	4	-	3	3	3	5	3	1	5	2	3.7	7
	開催日数 (延べ)	43	42	36	28	20	49	62	30	34	88	19	23	47	16	26	18	36	6	33.5	34
議事委員会 運営	開催日数 (延べ)	25	29	37	11	25	28	19	16	28	40	23	20	24	23	24	24	24	16	23.9	31
	合計	140	114	128	112	127	129	167	130	145	258	89	82	112	134	94	137	123	63	125.8	142

注1) 委員会数は、令和4年7月1日現在

注2) 特別委員会は、予算特別委員会及び決算特別委員会を含む。ただし、さいたま市予算委員会は常任委員会として設置。

注3) 同日に複数の委員会が開催された場合は、1日として計上。(同日に常任委員会と特別委員会が開催された場合は、それぞれ1日として計上)

さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ

(単位:日)

		令和2年	令和3年	令和4年
本 会 議 ①		31	29	32
常 任 委 員 会	総合政策委員会 (定数12人)	19	15	18
	文教委員会 (定数12人)	16	12	15
	市民生活委員会 (定数12人)	13	9	13
	保健福祉委員会 (定数12人)	20	18	13
	まちづくり委員会 (定数12人)	19	11	16
	予算委員会 (定数20人)	34	28	26
	開催日数小計(延べ)	121	93	101
	平均開催日数 ②	20.2	15.5	16.8
特 別 委 員 会	開催日数	66	44	34
	(特別委員会の数)	11	8	7
	平均開催日数 ③	6.0	5.5	4.9
合 計 (①+②+③)		57.2	50.0	53.7

【参考】

		令和2年	令和3年	令和4年
議会運営委員会 (定数12人) ④		46	26	37

さいたま市の議案等審議件数(3カ年)

		市長提出	議員提出	委員会提出	請 願	合 計
令和2年	2月定例会	101	5	2	11	119
	5月臨時会	9	3	1	2	15
	6月定例会	37	3	2	12	54
	9月定例会	31	1	1	10	43
	12月定例会	43	3	1	6	53
	計	221	15	7	41	284
令和3年	2月定例会	78	4	1	16	99
	6月定例会	25	2	1	11	39
	9月定例会	43	2	0	3	48
	12月定例会	32	0	2	7	41
	計	178	8	4	37	227
令和4年	2月定例会	71	1	1	10	83
	4月臨時会	3	0	0	0	3
	6月定例会	39	1	3	11	54
	9月定例会	31	1	0	11	43
	12月定例会	51	4	0	10	65
	計	195	7	4	42	248

- 注1) 令和2年2月定例会の請願には、令和元年12月定例会で継続審査となった請願5件を含む。
 注2) 令和2年6月定例会の請願には、令和2年2月定例会で継続審査となった請願2件を含む。
 注3) 令和2年9月定例会の請願には、令和2年6月定例会で継続審査となった請願3件を含む。
 注4) 令和2年12月定例会の請願には、令和2年9月定例会で継続審査となった請願2件を含む。
 注5) 令和3年2月定例会の請願には、令和2年12月定例会で継続審査となった請願2件を含む。
 注6) 令和3年6月定例会の請願には、令和3年2月定例会で継続審査となった請願4件を含む。
 注7) 令和4年2月定例会の請願には、令和3年12月定例会で継続審査となった請願1件を含む。
 注8) 令和4年6月定例会の請願には、令和4年2月定例会で継続審査となった請願5件を含む。
 注9) 令和4年9月定例会の請願には、令和4年6月定例会で継続審査となった請願1件を含む。
 注10) 令和4年12月定例会の請願には、令和4年9月定例会で継続審査となった請願4件を含む。

令和4年 議会運営状況

1. 定例会・臨時会の日程

区分	会 期			本会議日数	
2月定例会	2月1日	～	3月11日	39日間	8日間
4月臨時会	4月28日	～	4月29日	2日間	2日間
6月定例会	6月1日	～	6月24日	24日間	7日間
9月定例会	9月7日	～	10月21日	45日間	7日間
12月定例会	11月30日	～	12月23日	24日間	8日間
合 計				134日間	32日間

2. 議案・審議結果

区分	議案内容等	審議結果	件数
2月定例会	予算議案	原案可決	35件
	条例議案	原案可決	17件
	一般議案	原案可決	10件
		同 意	9件
	議員提出議案	原案可決	1件
	委員会提出議案	原案可決	1件
4月臨時会	条例議案	原案可決	1件
		承 認	2件
6月定例会	予算議案	原案可決	5件
	条例議案	原案可決	12件
	一般議案	原案可決	11件
		同 意	10件
	承 認	1件	
	議員提出議案	原案可決	1件
委員会提出議案	原案可決	3件	
9月定例会	予算議案	原案可決	8件
	決算議案	認 定	2件
		認定及び原案可決	2件
	条例議案	原案可決	6件
	一般議案	原案可決	10件
		同 意	3件
議員提出議案	原案可決	1件	
12月定例会	予算議案	原案可決	8件
	条例議案	原案可決	10件
	一般議案	原案可決	25件
		同 意	8件
	議員提出議案	原案可決	4件
計			206件

3. 請願審議結果

区 分	件数	審 査 結 果		備 考
2月定例会	10件	不採択	4件	
		取下げ	1件	
		継続審査	5件	
6月定例会	11件	不採択	10件	
		継続審査	1件	
9月定例会	11件	採択	1件	
		不採択	6件	
		継続審査	4件	
12月定例会	10件	不採択	5件	
		取下げ	1件	
		継続審査	4件	
計	42件			

注1) 令和4年2月定例会の請願には、令和3年12月定例会で継続審査となった請願1件を含む。

注2) 令和4年6月定例会の請願には、令和4年2月定例会で継続審査となった請願5件を含む。

注3) 令和4年9月定例会の請願には、令和4年6月定例会で継続審査となった請願1件を含む。

注4) 令和4年12月定例会の請願には、令和4年9月定例会で継続審査となった請願4件を含む。

議員の活動内容

令和5年7月31日現在

1. 議会活動

(1) 地方自治法に規定されている会議

(令和5年1月～令和5年7月)	
・本会議	15日
・常任委員会	46回
・特別委員会	19回
・議会運営委員会	17回

(2) その他の会議

- ・議会広報編集委員会
- ・各派代表者会議
- ・常任委員会正副委員長連絡会議
- ・全員協議会 等

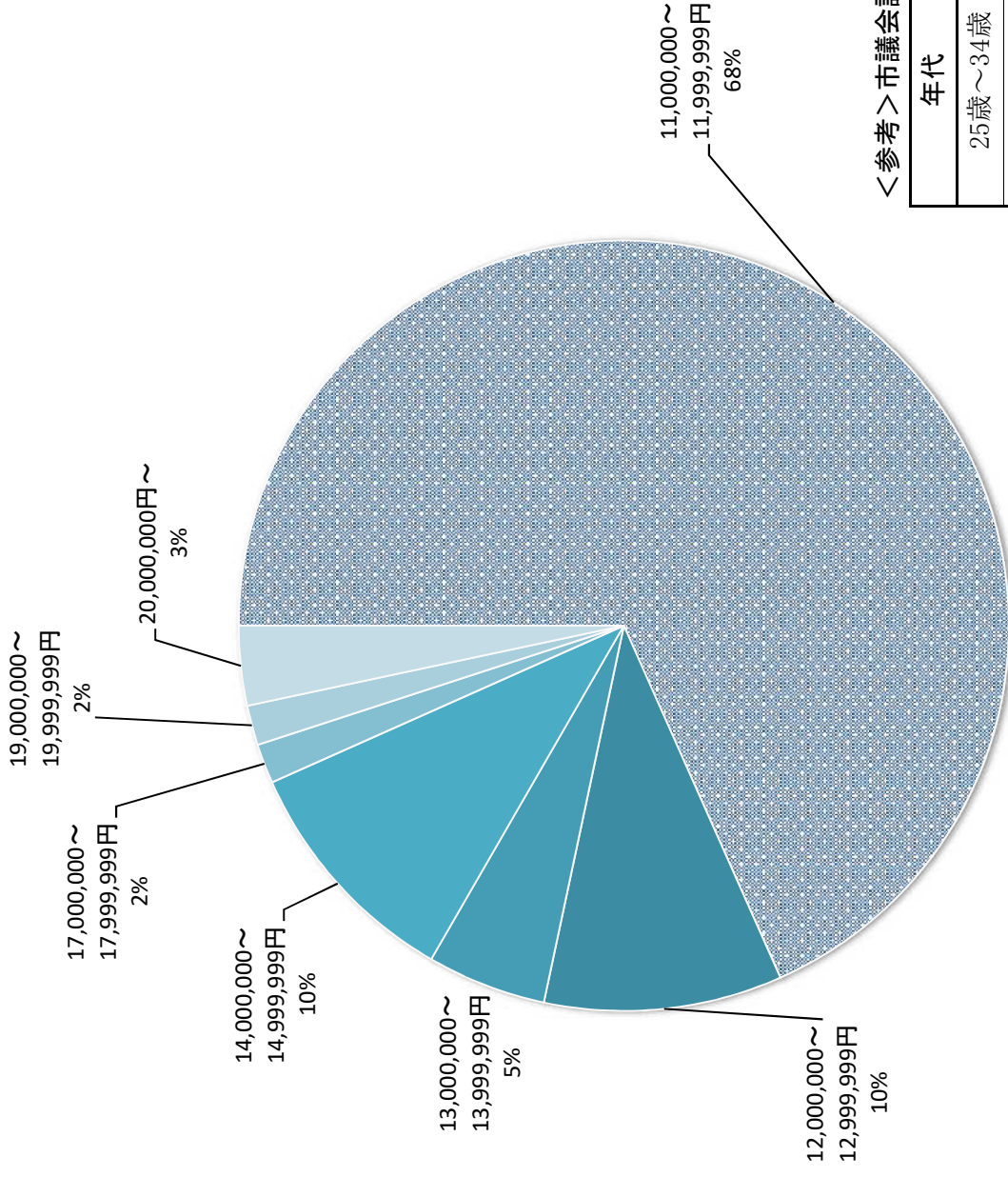
2. 正副議長の公務（令和5年1月～令和5年7月）

議長	105日	310件	(内、土日祝祭日	22日	32件)
副議長	123日	313件	(内、土日祝祭日	19日	21件)

3. 議員活動

- ・会派会議
- ・会派研修会
- ・議案や質問に関する調査・研究
- ・所属委員会や研究部会ごとの研究
- ・市主催行事への参加
- ・各種団体会議、行事への参加
- ・施策研究
- ・市民相談 等

さいたま市議会議員の所得分布



所得額別の人数

所得額	人数(人)
11,000,000～11,999,999円	41
12,000,000～12,999,999円	6
13,000,000～13,999,999円	3
14,000,000～14,999,999円	6
15,000,000～15,999,999円	0
16,000,000～16,999,999円	0
17,000,000～17,999,999円	1
18,000,000～18,999,999円	0
19,000,000～19,999,999円	1
20,000,000円～	2
合計	60

※令和4年分の給与所得金額

<参考>市議会議員の年齢構成と任期

年代	1期	2期	3期	4期以上	平均
25歳～34歳	1人	0人	0人	0人	1期
35歳～44歳	2人	4人	3人	1人	2.3期
45歳～54歳	2人	3人	5人	2人	2.8期
55歳～64歳	4人	3人	8人	9人	3.4期
65歳～	1人	2人	0人	10人	5.3期

令和5年4月30日現在
 ※埼玉県議会議員一般選挙立候補により、令和5年3月31日付で失職した2名を含む

地方議会・地方議員の在り方について

【地方議会を取り巻く状況】

地域の自主性・自立性を高めるための改革推進の必要性

自己決定権の拡大

地方議会の担う役割と責任が増大

地方議会の果たすべき機能の更なる充実・強化

【地方議会・地方議員の役割】

- ・事務事業の広範多様化、高度専門化に対応した議員の「専門化」
- ・議員活動領域の拡大

住民の代表者として自主的・自立的に判断
その責任を住民に対して負う

- ・合議体としての多様性の発揮
- ・調査研究と住民意思の把握による民意の吸収と集約、反映
- ・説明責任の履行

- ・議会の「監視機能」「調査機能」及び「政策形成機能」を適切に発揮、自主性・自立性・自律性を確保

【指定都市市議会議員の特性】

基礎自治体の議員として

行政の最先端を担う「基礎的な地方公共団体」の議員として、地域住民との密接なコミュニケーションが求められる

指定都市の議員として

指定都市としての諸機能・行財政能力に基づき、県の行うべき事務領域を担う

活動領域の拡大に加え、人口、経済産業集中による社会資本整備や交通、廃棄物、住宅問題など、指定都市特有の課題に対して、大局的な見地から調査・検討及び判断が求められる

「広い視野」と「細やかな地域配慮」を兼ね備えた指定都市議員の責務の遂行

自主性・自立性・自律性を備えた地方議会の確立

消費者物価地域差指数（全国平均＝100）

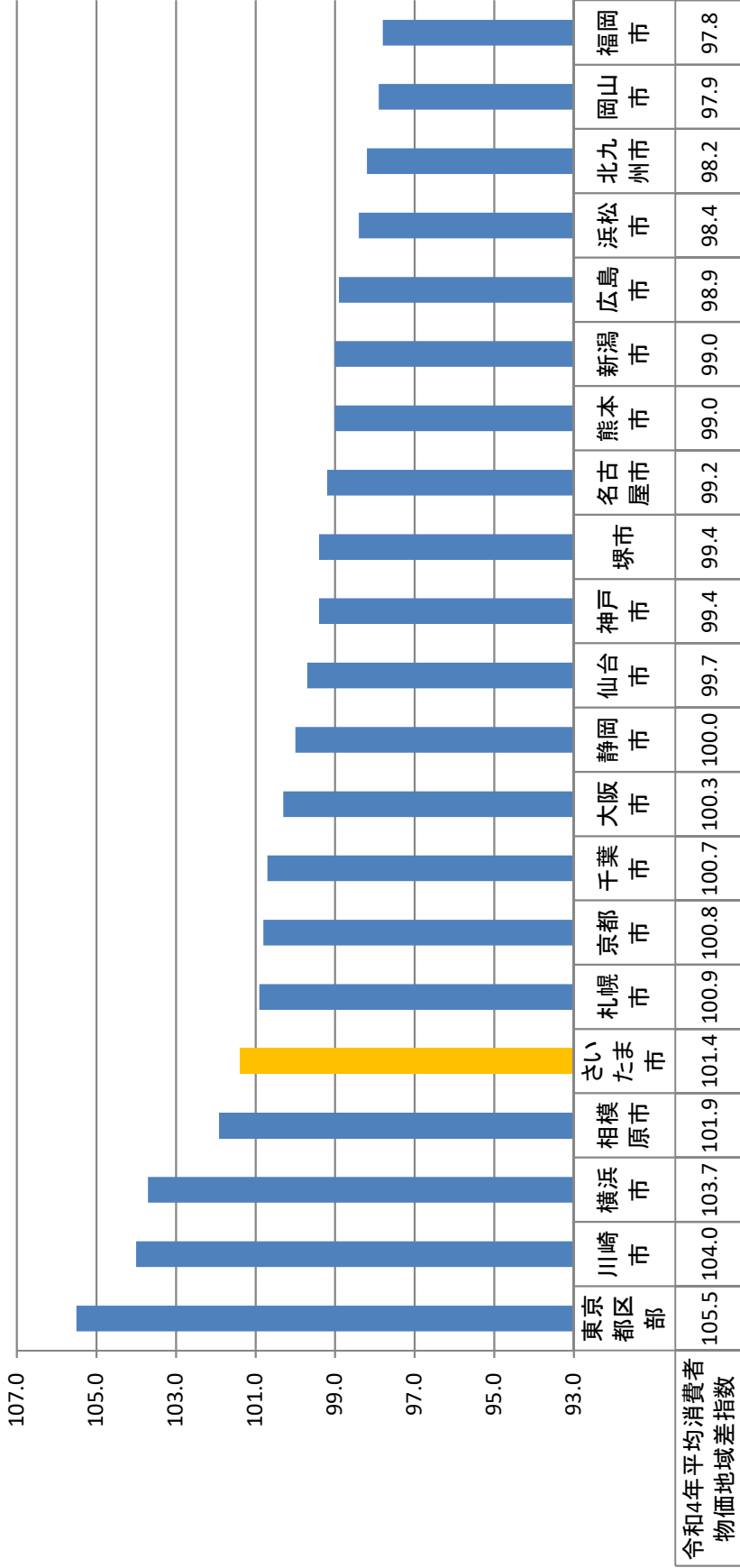
令和4年（2022）

地 域	持家の帰属家賃	家賃を除く総合	食料
	を除く総合		
00000 全 国	100.0	100.0	100.0
01100 札 幌 市	100.9	101.8	102.8
04100 仙 台 市	99.7	99.8	98.6
11100 さ い た ま 市	101.4	101.3	99.2
12100 千 葉 市	100.7	100.8	101.4
13100 東 京 都 区 部	105.5	103.2	103.2
14100 横 浜 市	103.7	102.9	102.0
14130 川 崎 市	104.0	102.5	101.7
14150 相 模 原 市	101.9	101.6	101.6
15100 新 潟 市	99.0	99.4	101.5
22100 静 岡 市	100.0	99.8	99.1
22130 浜 松 市	98.4	98.7	98.5
23100 名 古 屋 市	99.2	99.3	99.3
26100 京 都 市	100.8	100.6	100.9
27100 大 阪 市	100.3	99.7	100.5
27140 堺 市	99.4	99.6	99.6
28100 神 戸 市	99.4	99.4	99.9
33100 岡 山 市	97.9	98.3	100.5
34100 広 島 市	98.9	99.2	101.7
40100 北 九 州 市	98.2	98.9	99.8
40130 福 岡 市	97.8	98.6	97.7
43100 熊 本 市	99.0	99.8	100.1

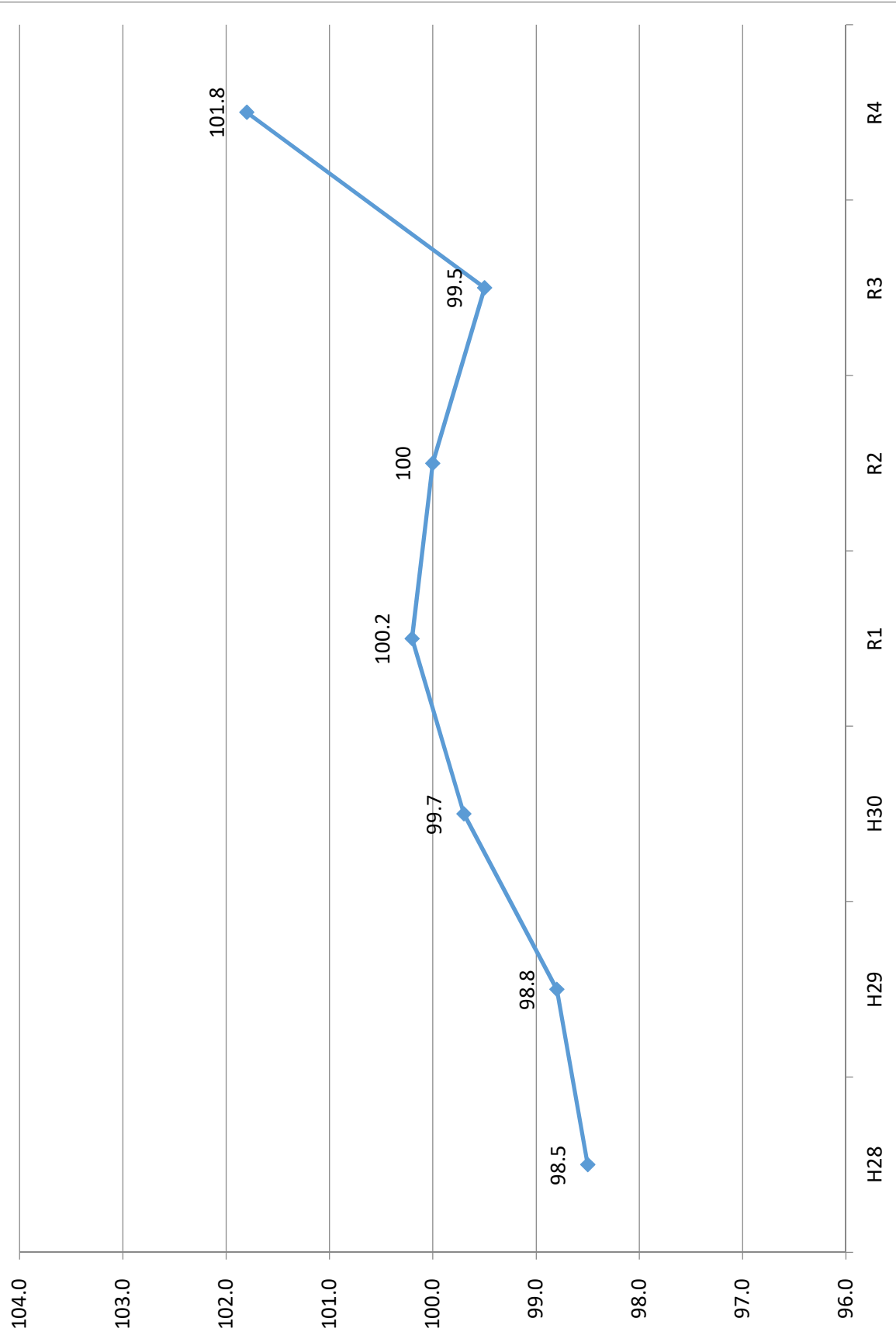
注 1) 小売物価統計調査（構造編）「10大費目別消費者物価地域差指数」より作成。

2) 消費者物価指数とは、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定したものである。

消費者物価地域差指数(全国平均=100)



さいたま市の消費者物価指数(年平均)の推移



令和2年=100

さいたま市の財政状況

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	政令指定都市 平均(単純) (R3)	20政令指定 都市中の順位 (R3)
財政力指数	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.97	0.84	3位
経常収支比率 (%)	95.7	97.5	98.7	98.9	97.3	92.5	92.8	8位
実質公債費比率 (%)	5.0	5.1	5.1	5.3	5.8	6.5	7.1	10位
将来負担比率 (%)	5.4	15.3	21.2	32.0	28.2	18.9	73.5	6位
地方債残高 (百万円)	432,798	447,506	458,122	457,254	452,628	454,349	900,738	5位
市民一人当たりの地方債 残高(千円/人)	338	346	352	348	342	341	656	2位

(注1) 数値は、地方財政状況調査(総務省)による。

(注2) 「政令指定都市平均(単純)」は、本市を含めた20市の平均数値である。

- ※ 財政力指数とは …… 基準財政収入額が基準財政需要額より大きい場合、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となり、「1」に近いか、超えるほど財政力があるとみられる。
- ※ 経常収支比率とは …… 人件費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断する。数値が低いほど、新たな行政需要に弾力的に対応できる。
- ※ 実質公債費比率とは …… 財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、25%を超えるとは国への報告が必要となる。
- ※ 将来負担比率とは …… 財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、400%を超えるとは国への報告が必要となる。

中期試算の前提条件

- 当初予算編成に近い条件を設定し、試算を実施。

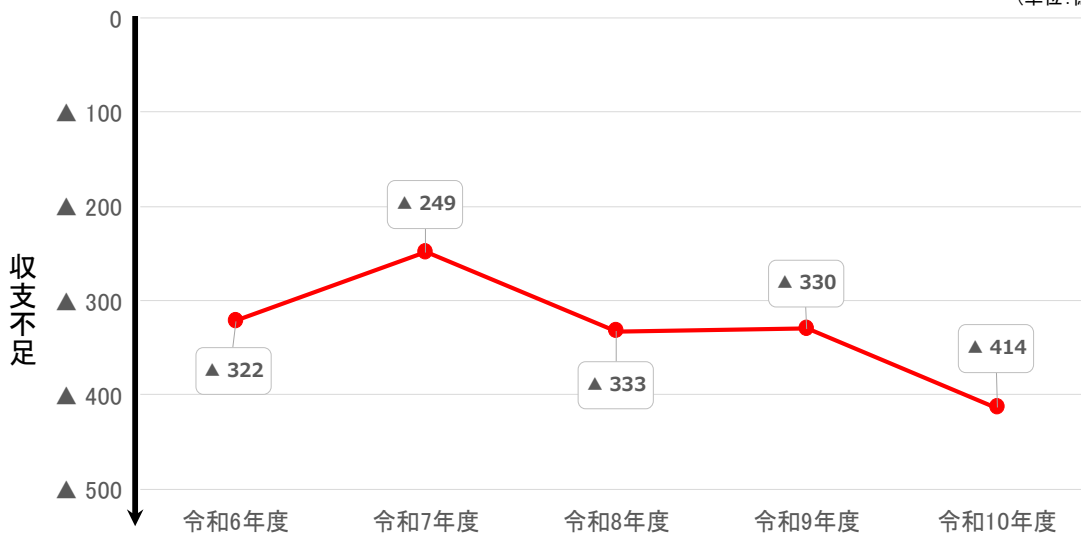
歳入	市譲与税・交付金	○ 国の地方税収の試算などを参考に推計。また、令和5年度の税制改正大綱の内容を反映。
	地方交付税 臨時財政対策債	○ 市税、扶助費及び公債費の更新を反映。 ○ 臨時財政対策債は、毎年度発行を見込む。
	国庫・県支出金	○ 事業費に連動して推計。
	市債 (普通建設事業分)	○ 事業費に連動して推計。
	その他	○ 事業費に連動して推計。
歳出	扶助費	○ 過去の実績を踏まえて推計。
	人件費	○ さいたま市定員管理計画や定年引上げ(R5~10)による影響を反映。
	公債費	○ 過去の市債発行実績等に基づき、元利償還額及び利払い額等を推計。 ○ 令和5年度から令和10年度までは、令和5年度当初予算で使用した利率1.4%と設定。
	普通建設事業費 その他	○ 財政収支への影響が大きいと考えられる政策的事業については、個別に積み上げて推計。 ○ それ以外は、現時点における令和5年度当初予算査定額等と同額を見込む。

財政収支に関する中期試算結果(財政収支の見通し)

- 推計期間 令和6年度～令和10年度
- 推計ベース 令和5年度当初予算を基本として推計

財政収支の見通し

(単位:億円)



※ 財政収支の見通しは、一般財源ベース。

※ 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」や歳入・歳出の状況など、現時点で見込むことができる条件を前提に推計。

この試算は、不確定要素を多く含んでおり、将来に向かって相当の幅をもってみる必要がある。

さいたま市の財政状況及び今後の見通し

1 本市の財政状況

- 歳入
 - ・ 中長期的には、人口増加等による市税収入の増加が見込まれる。
- 歳出
 - ・ 扶助費※1を中心とした義務的経費の増加。
 - ・ 公共施設の老朽化対策や未来に向けた投資に伴う普通建設事業費の増加。
 - ・ 国の「こども未来戦略方針」に基づく少子化対策
 - ・ こども政策の抜本的強化やゼロカーボンシティ※2の実現に向けた脱炭素の加速化、DX※3への取組など、多様化・複雑化する行政課題への対応などによる経費の増加。

2 今後の見通し

- ・ 令和5年度当初予算では、収支不足が199億円となり、財政調整基金※4の取崩しに加え、特例的な市債※5の活用により、収支均衡を達成。
- ・ 令和6年度当初予算の収支不足は、令和5年度以上の322億円と推計されており、令和6年度当初予算は、これまで以上に厳しい予算編成となる。

※1 社会保障制度の一環として、生活金困窮者、要援護高齢者、障害者などの生活維持や保育所での保育活動などに支出される経費。

※2 2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを表明した地方公共団体。
本市は令和2年(2020年)7月に表明。

※3 デジタルトランスフォーメーションの略。AIやビッグデータなどのデジタル技術を活用し、市民サービスの向上や業務の改善、新たな施策を創出すること。

※4 年度間の財源調整等をするための基金。

※5 行政改革の取組による将来の財政負担の軽減の範囲内で、通常の市債に上乗せして発行できる特別な市債である行政改革推進債など、令和4年度から新たに設けられた市債。